

成田市総合保健福祉計画

平成27年3月
成田市

平成27年度～平成32年度

N A R I T A C I T Y
N A R I T A C I T Y

はじめに

本市では、平成21年3月に「住みなれた地域で安心して暮らせる交流(ふれあい)のまち成田」を基本理念に、『成田市総合保健福祉計画』を策定して以降、計画に基づいて保健福祉の推進を図ってまいりました。

このたび、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、計画を見直し、平成27年度から32年度までの6年間の期間とする新『成田市総合保健福祉計画』を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や保健・福祉関係者へのアンケート調査をふまえ、市民の方々の声や地域の実情の把握に努めるなど、地域住民や関係者の皆様のご協力をいただきながら、策定作業を進めてまいりました。

今後は、本計画の基本理念を着実に推進し、全ての市民の方々が一人の人間として尊重され、支え合い助け合う中で、自分らしくできる限り自立した生活を続けられるよう、各種施策を実施してまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、基礎調査にかかるアンケートにご協力をいただきました市民の方々や関係機関の皆様、そして成田市保健福祉審議会委員の皆様から、貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも本計画に対しより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月



成田市長 小泉 一成

目次

序 計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の性格・位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	3
(4) 計画の策定体制.....	3
第1部 成田市の保健・福祉に関する現況と課題.....	4
第1章 市全体の状況.....	4
第2章 地域の状況.....	7
第3章 子どもと子育て家庭の現状.....	9
1. 子ども人口.....	9
2. 子ども家庭福祉の現状.....	11
3. 母子保健の現状.....	14
第4章 成人・高齢者の現状.....	16
1. 成人保健の現状.....	16
2. 高齢者人口と世帯.....	18
3. 要介護認定者.....	19
4. 主な福祉サービス.....	20
5. 介護保険の現状.....	21
6. 生きがいづくり・社会参加について.....	22
第5章 障がいのある人の現状.....	23
1. 障がいのある人の数.....	23
2. 主な福祉サービス.....	25
第6章 地域福祉の現状.....	26
1. 民生委員・児童委員.....	26
2. 生活保護の状況.....	26
3. 成田市社会福祉協議会.....	27
4. 地区社会福祉協議会.....	29
第7章 市民アンケート調査、保健・福祉関係団体・事業所調査結果概要.....	30
1. 市民アンケート調査実施概要.....	30
2. 保健・福祉関係団体・事業所調査実施概要.....	30

第2部 計画の基本理念・基本目標等	31
第1章 施策展開の基本的方向	31
1. 基本理念	31
2. 基本目標	32
第2章 福祉社会の将来像	33
1. 人々の姿	33
2. まちの姿	36
第3章 人口等の将来予測	37
第4章 施策の体系	40
第3部 住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまちを築くために	41
第1章 横断的施策の推進	41
1. 総合的な相談体制と情報提供の仕組みづくり	41
2. 防災・防犯の仕組みづくり	43
3. 生活困窮者等の自立・就労支援	44
4. ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	45
5. 人材・事業所の育成・確保	46
第2章 地域福祉の推進	47
1. 支えあう地域づくり	47
2. 活動しやすい地域づくり	48
第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進	49
1. 子どもの健康づくりと福祉の充実	49
2. 子どもがのびのび育つまちづくり	50
3. 子育て家庭への支援	51
4. 子育てと仕事の両立支援	52
第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進	53
1. 健康づくりの推進	53
2. 生きがいづくりの推進	55
3. 安心して暮らせる環境づくり	56
第5章 障がいのある人の保健福祉の推進	58
1. 健やかで安心して暮らせる保健・医療の充実	58
2. 個性と可能性を伸ばす保育・教育・生涯学習の充実	59
3. 豊かな生活を支える福祉の充実	60

第4部 計画の推進に向けて	61
第1章 計画の推進	61
1. 計画の推進	61
2. 行財政の効率的運用	62
第2章 市民・行政等の役割分担	62
1. 市民、家庭に期待される役割	62
2. 地域社会に期待される役割	63
3. 団体等に期待される役割	63
4. 企業に期待される役割	64
5. 行政の役割	64
資料編	65
1. 成田市保健福祉審議会設置条例	65
2. 成田市保健福祉審議会委員名簿	67
3. 成田市保健福祉審議会への諮問と答申	68

序 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成21年3月に「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」を基本理念に、『成田市総合保健福祉計画』を策定し、計画に沿った事業を展開しながら、保健福祉の向上を図ってきました。

この間、国では「社会保障と税の一体改革」を推進し、これからの少子・高齢化社会に対応できる仕組みの構築に取り組んできました。

その一環として、児童福祉分野では「子ども・子育て支援新制度」が創設され、就学前児童の教育・保育の量の拡大及び質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援策を推進していくこととなりました。

また、高齢者福祉の分野では、医療・介護総合推進法が成立（平成26年6月）し、改正介護保険法と並行して医療と介護の連携の推進、地域包括ケアシステムの構築を推進していくこととなりました。

障がい者福祉の分野では、「障害者権利条約」の批准（平成26年2月19日より効力発生）に向けて、「障害者基本法」の改正や、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」といった国内法の整備が進められてきました。また、「障害者雇用促進法」の改正も予定されており、これらの法律に基づき、障がいのある方々の生活環境の向上に向けた取り組みを推進していくこととなります。

保健の分野では、「健康日本21（第2次）」が平成24年に策定され、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などを柱とした取り組みを推進していくこととなります。また、食育基本法、がん対策基本法や歯科口腔保健の推進に関する法律が成立するなど保健に関する法整備も整備されつつあり、これらを踏まえた施策を展開していくこととなります。

これらのさまざまな動きを受け、市民の誰もが、必要な医療・保健・福祉のサービスを総合的・体系的に利用でき、安心して生活を送ることができる環境を整備することが求められています。また、今後さらなる福祉の充実が求められる反面、限りある財源、社会資源だけで対応することが困難な局面を迎えつつあることから、公的なサービスの充実のみならず、市民との協働による福祉のまちづくりに取り組むことが必要です。

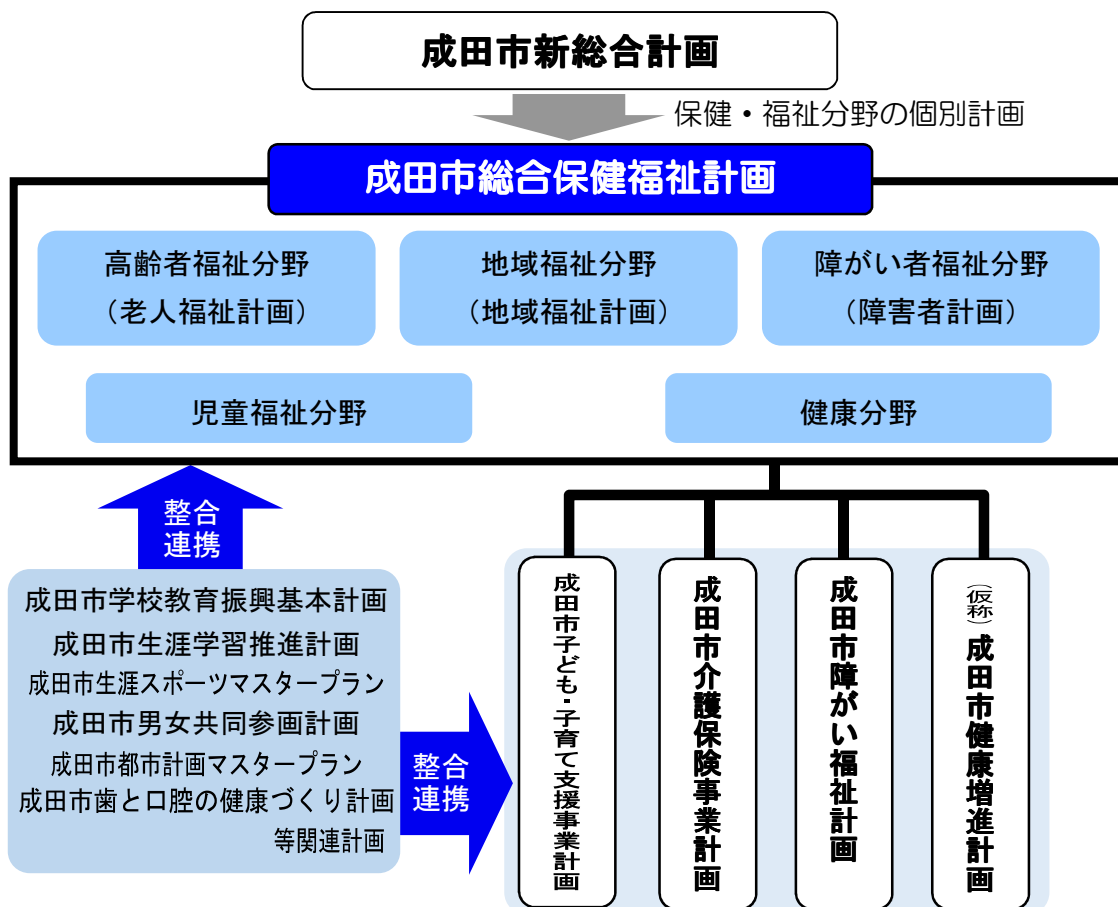
本計画は、そうした保健福祉を取り巻くさまざまな環境の変化を踏まえ、現行の『成田市総合保健福祉計画』を見直し、すべての市民を視野に入れた保健福祉関連施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

(2) 計画の性格・位置づけ

本計画は次のような性格を持っています。

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」として位置づけます。
- 本計画は、国の「子ども・子育てビジョン」及び「健康日本21」を踏まえて策定しています。
- 本計画は、上位計画の『成田市新総合計画』をはじめ、関連する本市の他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、本市の保健福祉推進の目標であると同時に、すべての市民が健康づくりや福祉の問題について論議を深め、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって取り組みを進めるための指針として位置づけられるものです。
- 本計画は、保健福祉にかかわる施策を体系化し、保健・医療・福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

計画の位置づけ（イメージ）



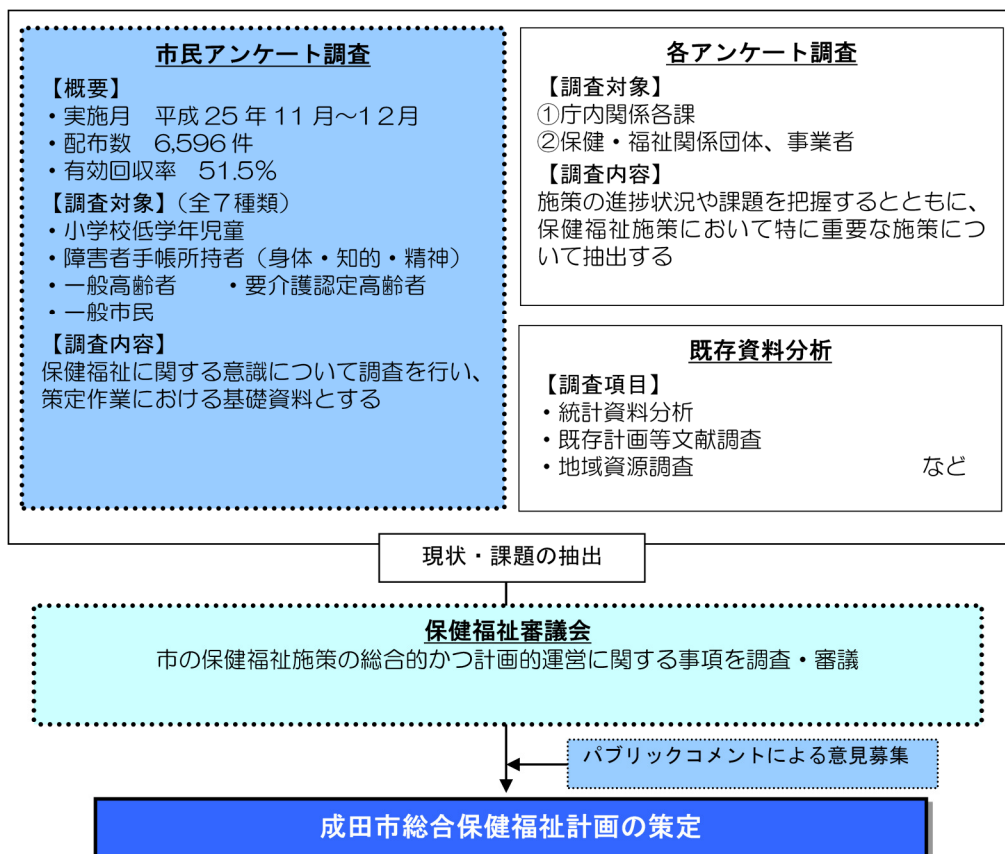
(3) 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成32年度までの6カ年とします。

	平成					
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成田市総合保健福祉計画	本計画期間					
成田市子ども・子育て支援事業計画	第1期計画（5カ年計画）					(第2期)
成田市介護保険事業計画	第6期計画			第7期計画		
成田市障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画		
(仮称) 成田市健康増進計画	第1期計画（平成37年までを予定）					
成田市歯と口腔の健康づくり計画	第1期計画（5カ年計画）					(第2期)

(4) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下の体制にて現状・課題の抽出と計画内容の協議を進めました。



※ は、市民参画による策定プロセスを示す

第1部 成田市の保健・福祉に関する現況と課題

第1章 市全体の状況

(1) 人口

①人口・年齢階層別人口

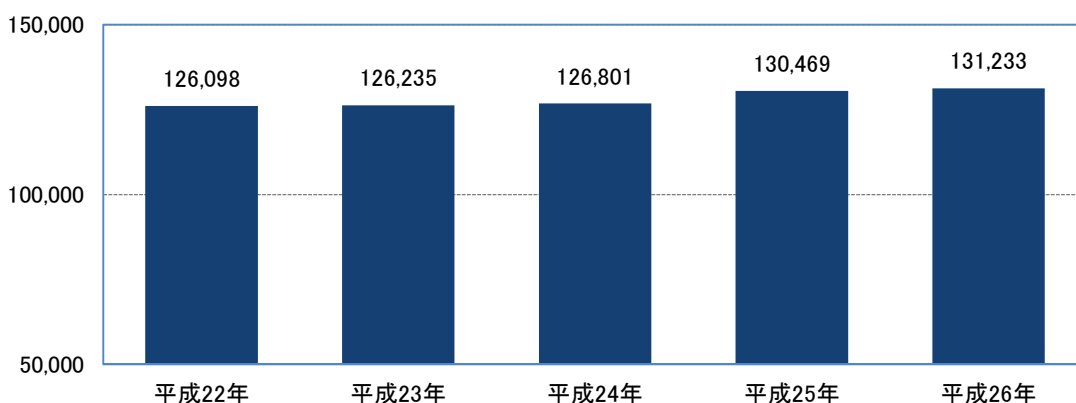
本市の人口は、年々増加し続けており、平成26年の人口は、131,233人となっています。

また、5歳階級別人口構成を県と比較すると、県よりも20代、30代の比率が高くなっていることが伺えます。

■人口の推移

(各年3月31日現在)

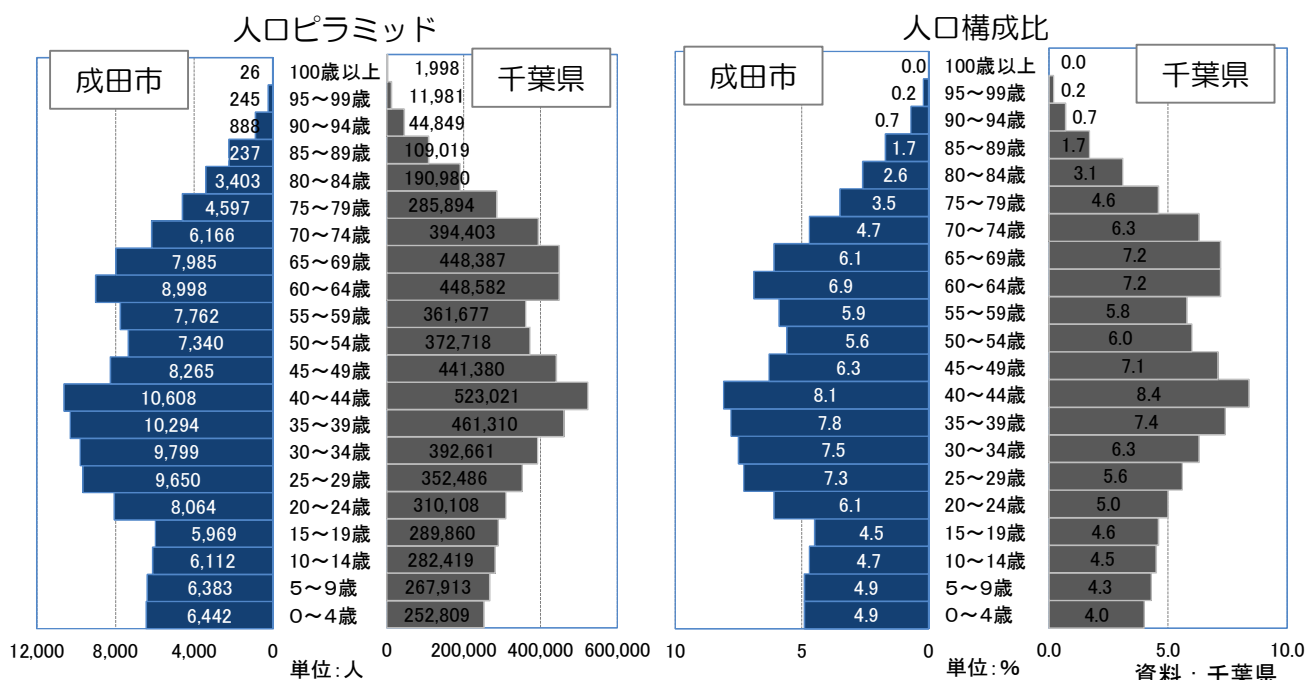
単位：人



資料：市民課

■5歳階級別人口による県との比較

(平成26年4月1日現在)



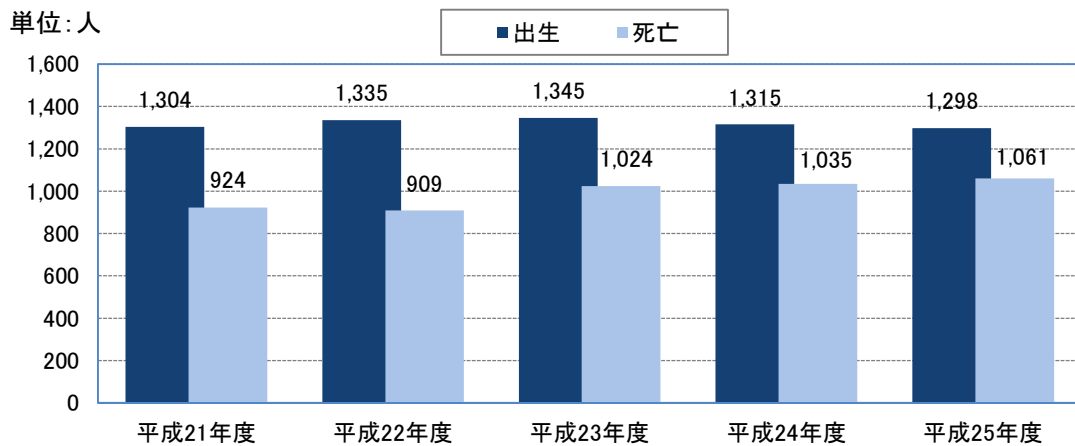
資料：千葉県

②自然動態の状況

自然動態の状況としては、出生が死亡を上回って推移しています。死亡数は増加しているものの、出生数は平成23年度以降減少しています。

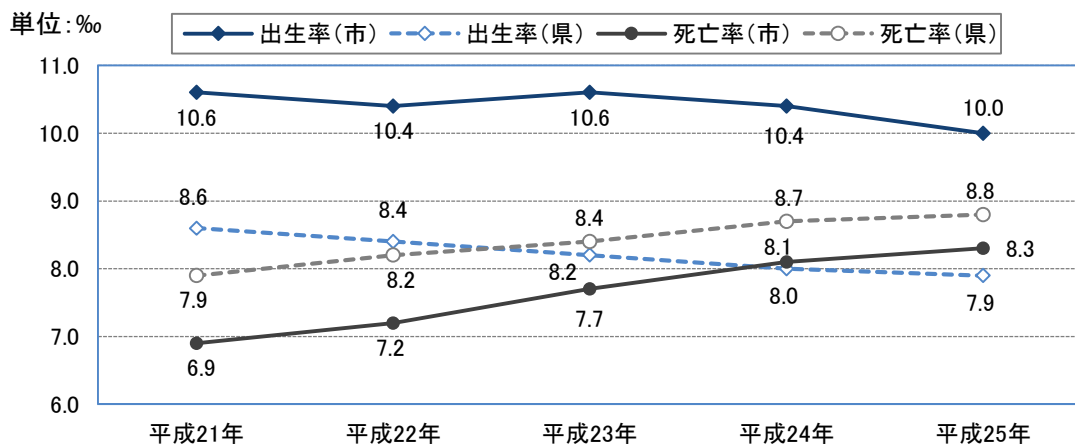
また、県の人口動態によると、人口1,000人あたりの出生率は本市が平成25年で10.0人となっており、県平均の7.9人を大きく上回っています。

■出生と死亡の推移



資料：市民課

■出生率と死亡率の推移

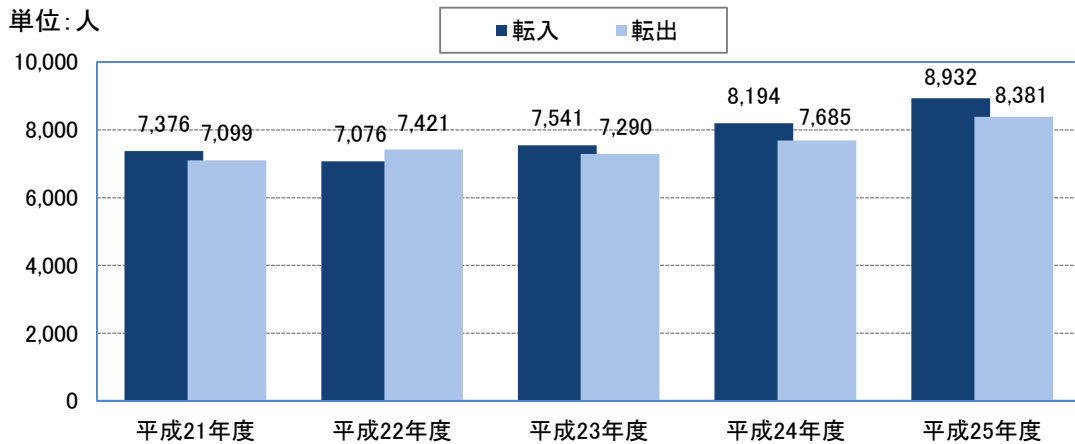


資料：千葉県

③社会動態の状況

社会動態の状況としては、転入が転出を上回る年が多く、人口増加の要因となっています。

■転入と転出の推移



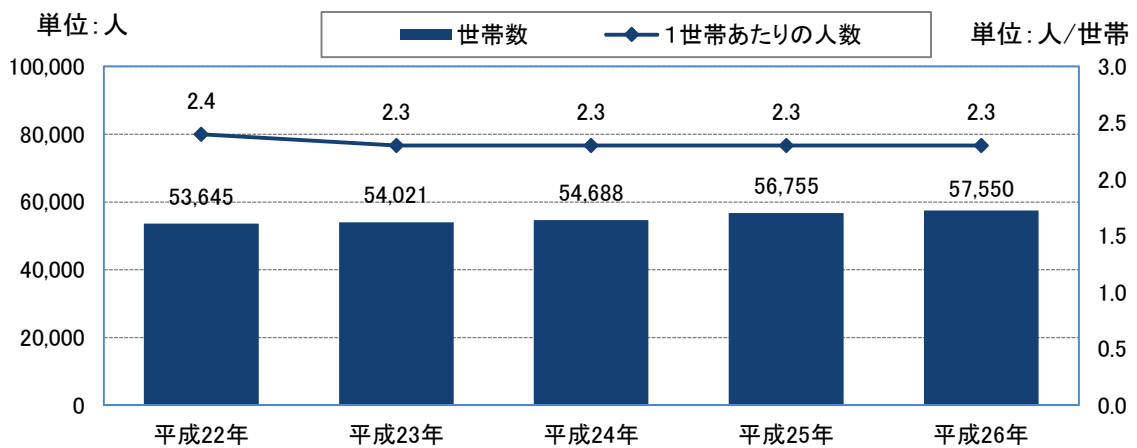
資料：市民課

(2) 世帯

世帯数については、年々増加する傾向にあります。また、1世帯あたりの人数については、ここ数年は2.3人でほぼ一定しています。

■世帯数の推移

(各年3月31日現在)



資料：市民課

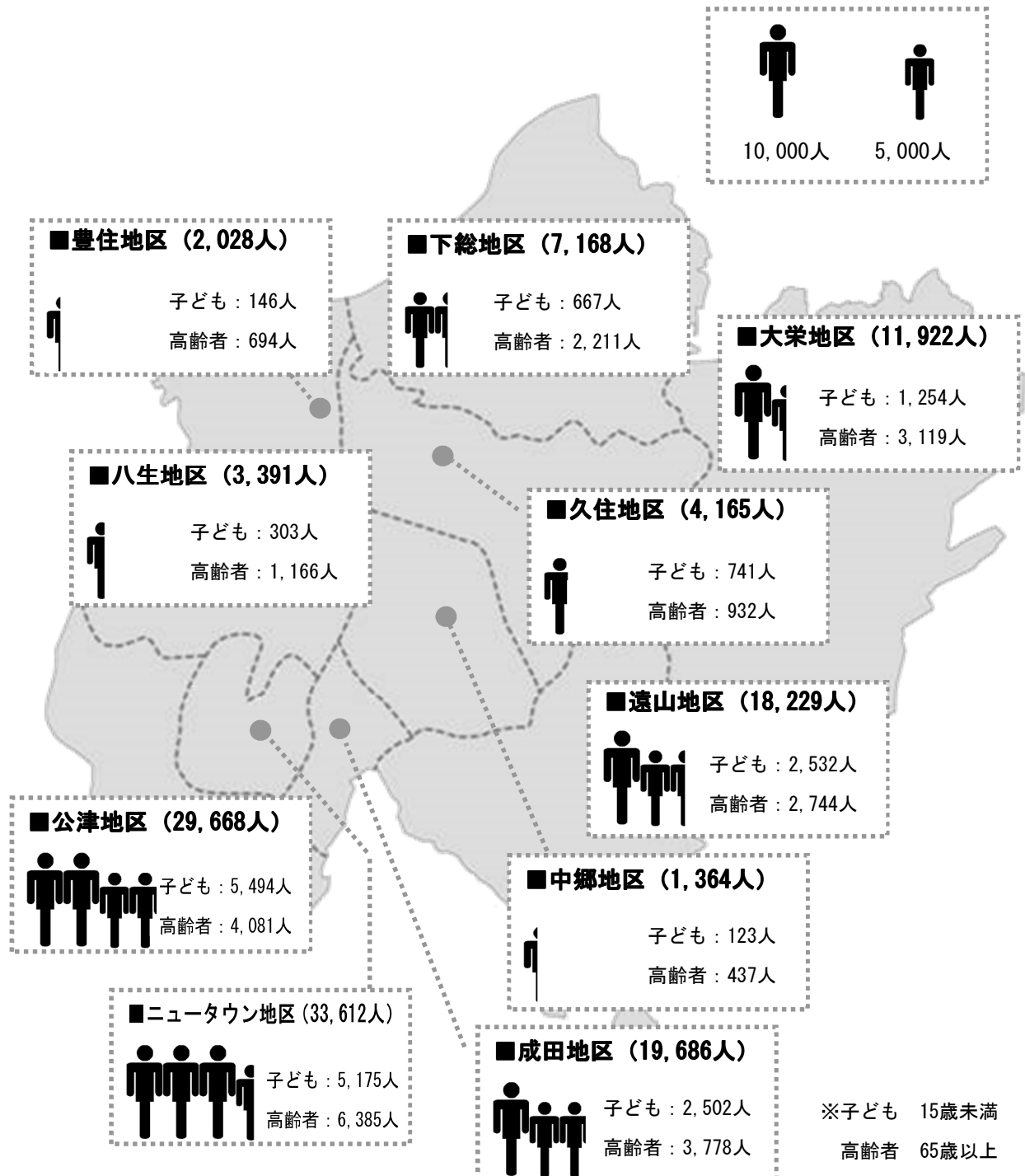
第2章 地域の状況

(1) 地区別人口

平成26年3月末現在の各地区別人口の状況を見ると、ニュータウン地区が33,612人で最も多く、次いで、公津地区が29,668人、成田地区が19,686人となっています。

市南部の人口が多い状況となっています。

■地区別人口の状況（住民基本台帳登録者・外国人登録者数、平成26年3月31日現在）



第3章 子どもと子育て家庭の現状

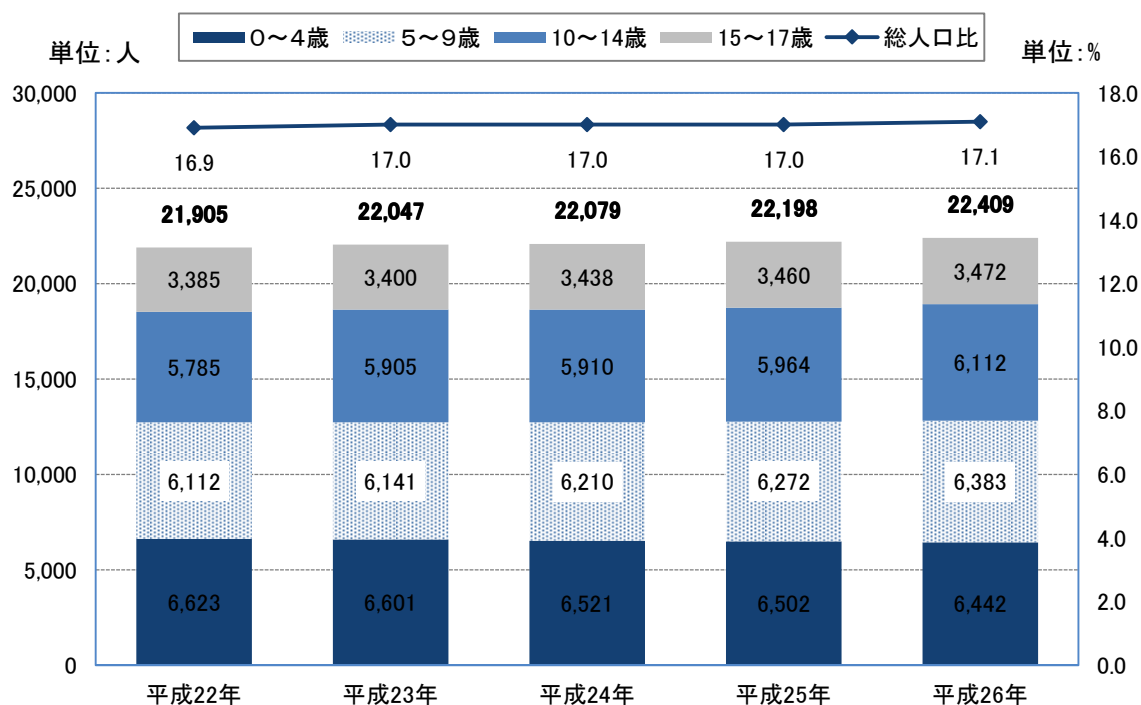
1. 子ども人口

18歳未満の子ども人口は年々増加しており、平成26年で22,409人となっています。しかし、0～4歳の人口は平成22年以降一貫して減少しています。総人口に対する子どもの割合はここ数年17.0%となっています。

また、母子家庭や父子家庭の数は、増加しており、平成26年で1,337世帯となっています。

■子ども人口の推移

(各年3月31日現在)

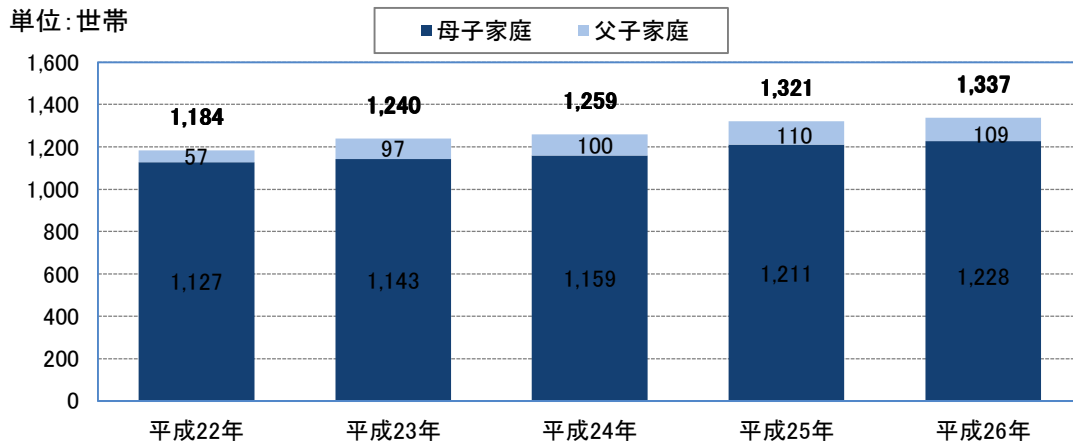


※平成24年以前は外国人登録者も含む

資料：行政管理課

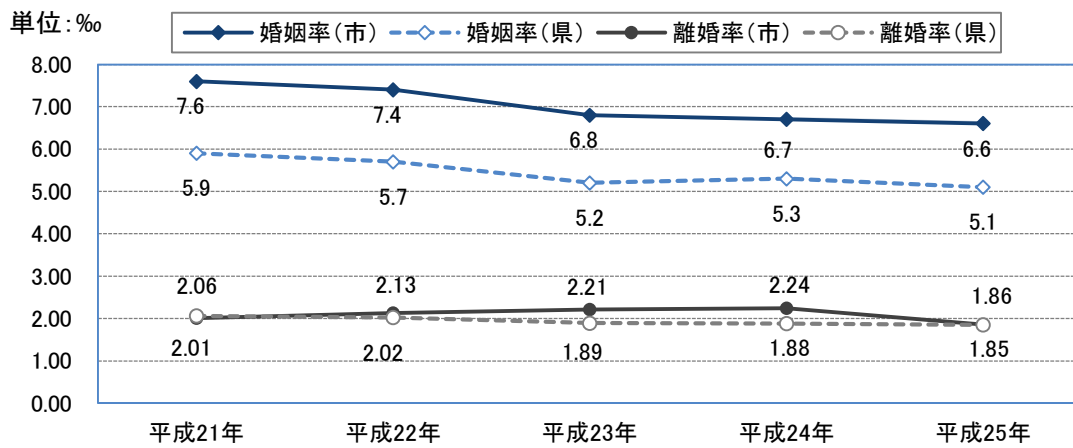
■ 母子・父子家庭世帯数の推移

(各年4月1日現在)



資料：子育て支援課

■ 婚姻率と離婚率の状況



資料：千葉県（千葉県人口動態統計）

2. 子ども家庭福祉の現状

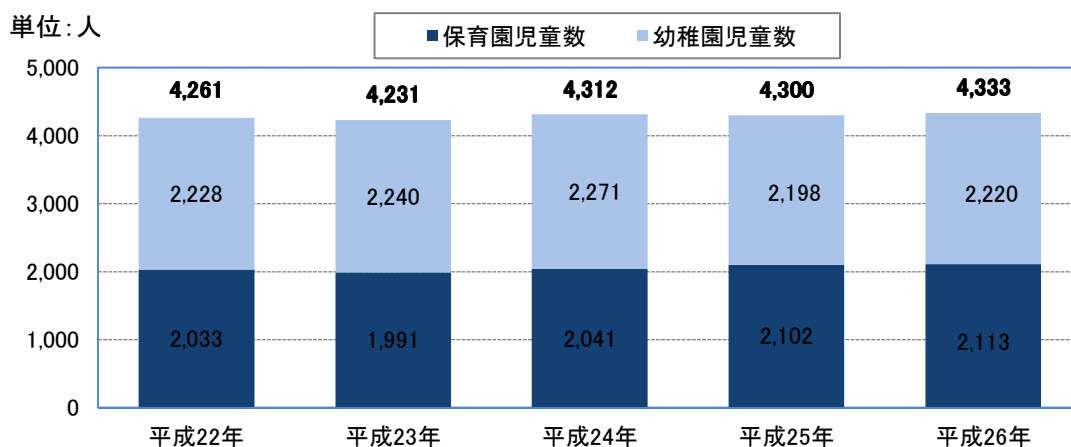
(1) 保育園・幼稚園の入園状況

本市では、12カ所の公立保育園と8カ所の私立保育園で子どもの保育にあたっています（この他に管外委託もあり）。また、1カ所の公立幼稚園と、9カ所の私立幼稚園で幼児教育を行っています（市外幼稚園利用児童あり）。

保育園・幼稚園の利用児童数の合計は年々増加する傾向にあり、平成26年で4,333人となっています。

■ 保育園・幼稚園児童数の推移

（各年5月1日現在）



資料：保育課

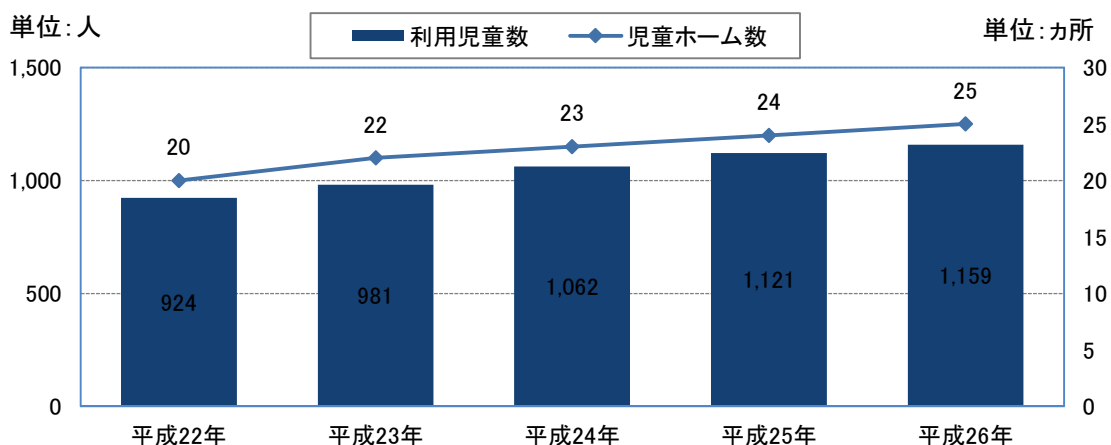
(2) 児童ホーム

放課後児童対策としての児童ホームは、25カ所で開催しています。

利用児童数は年々増加しており、平成26年で1,159人となっています。

■ 児童ホーム数と利用児童数の推移

（各年5月1日現在）



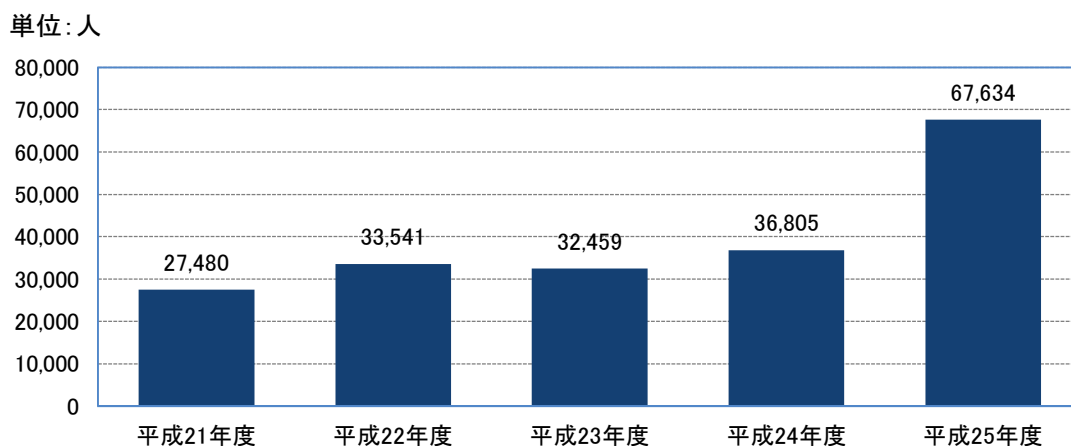
資料：保育課

(3) 地域子育て支援センター

子どもが安心して遊び、保護者が育児相談や子育て仲間と出会い交流できる場として、「なかよしひろば」を運営しています。平成25年度には、公津の杜複合施設（もりんぴあこづ）内に新たに設置しました。

また、保育園に併設している地域子育て支援センターでも、保護者の子育て相談等を行っています。

■地域子育て支援センターの利用状況



単位：人

上記利用者数の内訳	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
なかよしひろば(子ども館)	15,081	17,431	18,738	18,892	19,612
なかよしひろば(三里塚コミュニティセンター)	8,927	10,085	9,331	11,895	11,496
なかよしひろば(もりんぴあこづ)	-	-	-	-	31,441
青空ゆめひろば(長沼保育園)	2,059	1,875	1,474	1,711	1,651
ひだまり(大栄保育園)	1,413	1,587	719	426	349
かるがもCLUB(宗吾保育園)	-	938	544	520	380
つくしんぼCLUB(公津の杜保育園)	-	1,625	1,653	3,361	2,705
合計	27,480	33,541	32,459	36,805	67,634

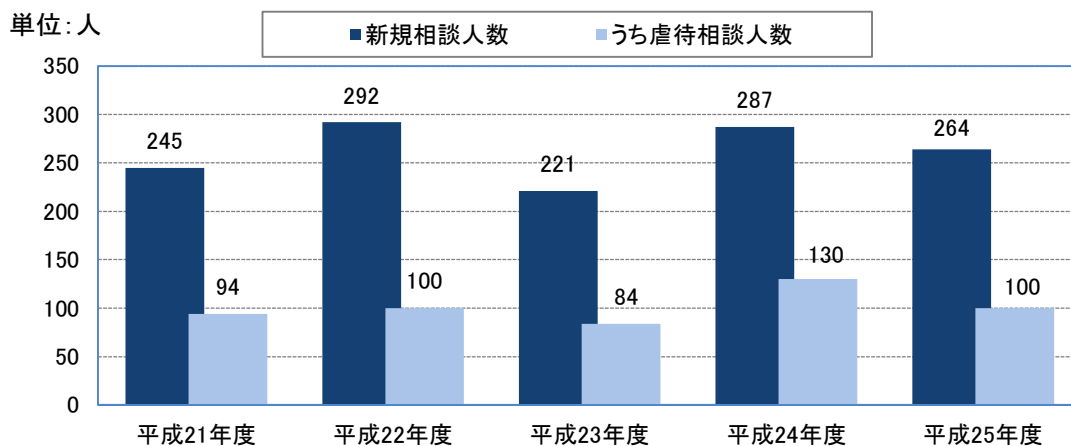
資料：子育て支援課・保育課

(4) 家庭児童相談

児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し、4人の家庭児童相談員、母子・父子自立支援員が専門的立場から家庭における児童養育等について相談を受けています。

家庭児童相談室の相談人数は年々増加しています。また、虐待に関する相談人数は100人前後の水準で推移しています。

■家庭児童相談室相談人数

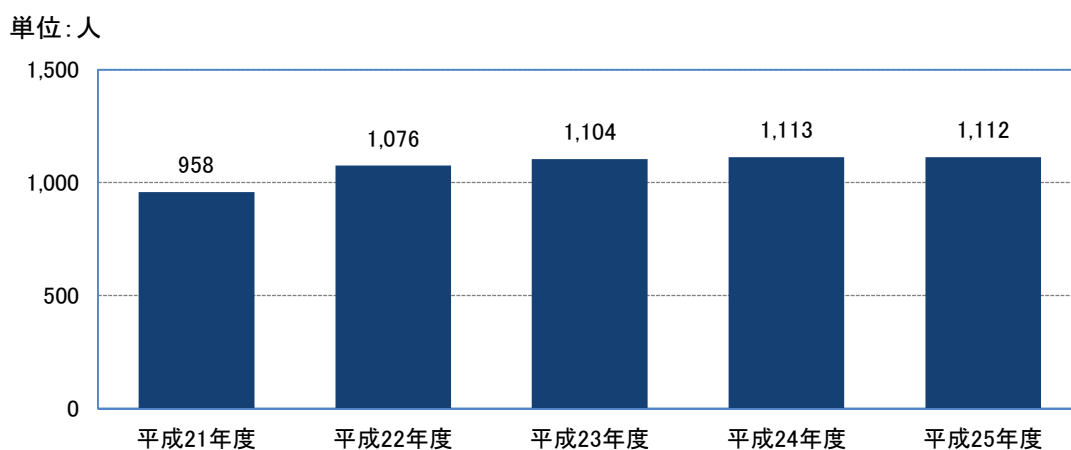


資料：子育て支援課

(5) 児童扶養手当

児童扶養手当の受給者は、平成22年8月の制度改正により父子家庭も対象となったことから、それ以降年々増加しており、平成25年度で1,112人となっています。

■児童扶養手当の受給者数の推移



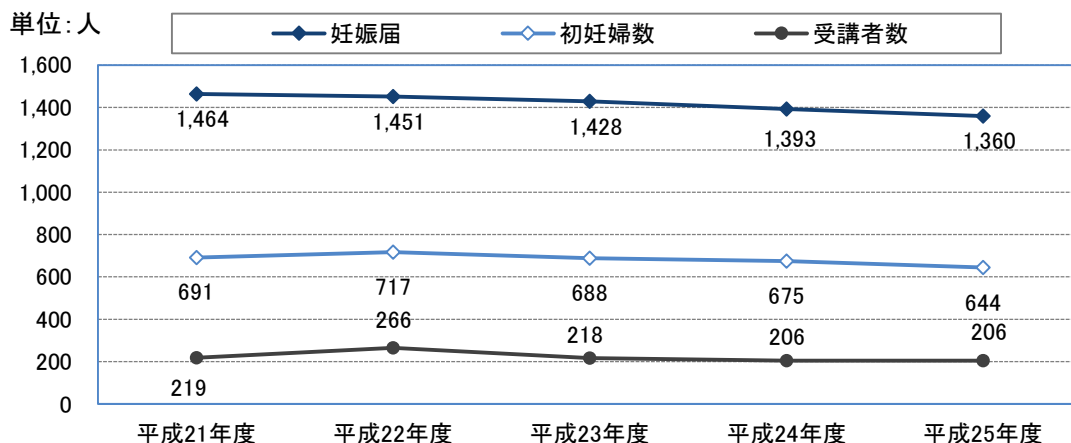
資料：子育て支援課

3. 母子保健の現状

(1) 母親学級

健全な母性と心身ともに健やかな子どもの育成を図るため、健康管理などの情報提供を行い、不安の軽減を図るとともに、安心して分娩に臨めるようにします。受講者数は毎年度、約200人で推移しています。

■母親学級受講者数の推移

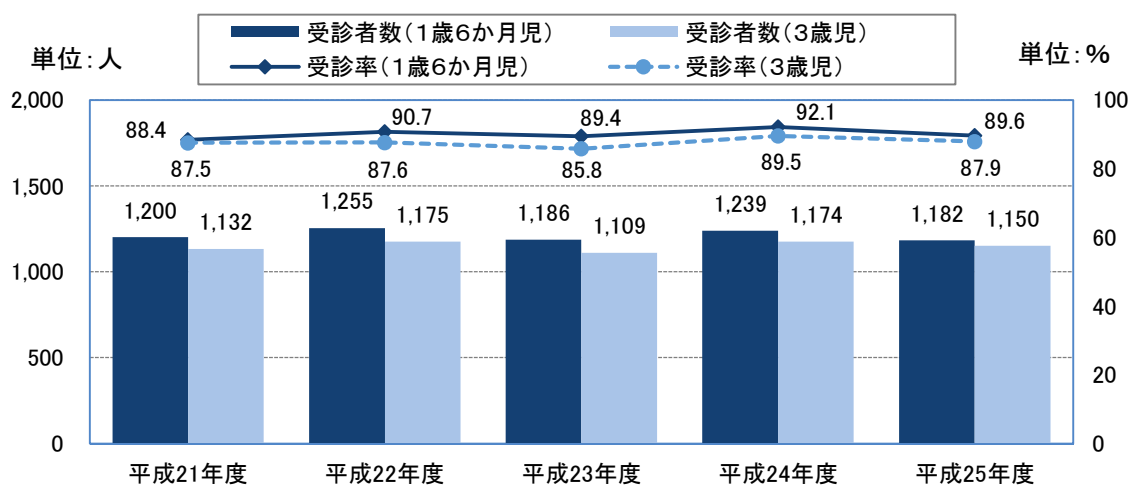


資料：健康増進課

(2) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康の保持増進を図るため、身体発育、精神発達の面からの総合的健康診査を実施しています。受診率は各年度、1歳6か月健診で約90%、3歳児健診で80%台後半の水準となっています。

■乳幼児健康診査受診者数・受診率の推移

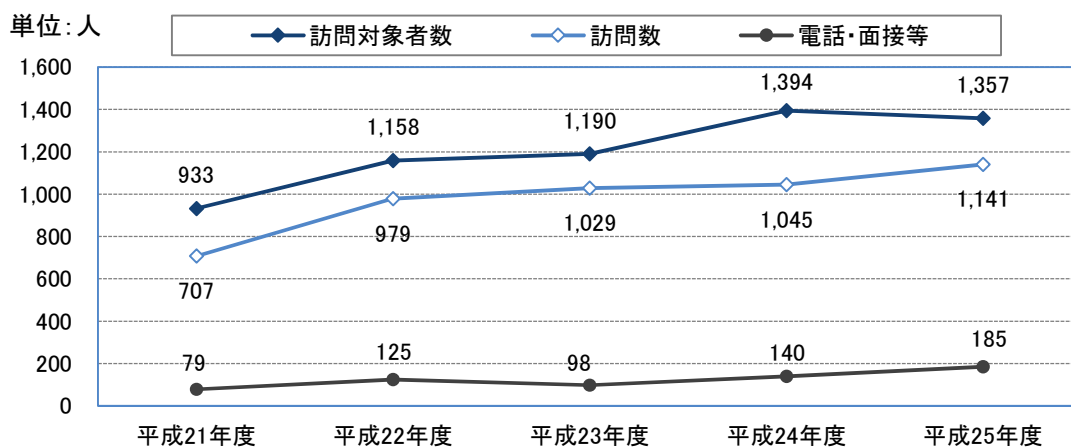


資料：健康増進課

(3) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、乳児を育てている家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。対象者数の増加もあり、訪問数や電話・面接等の件数は増加傾向にあります。

■ こんにちは赤ちゃん事業訪問数の推移



資料：健康増進課

第4章 成人・高齢者の現状

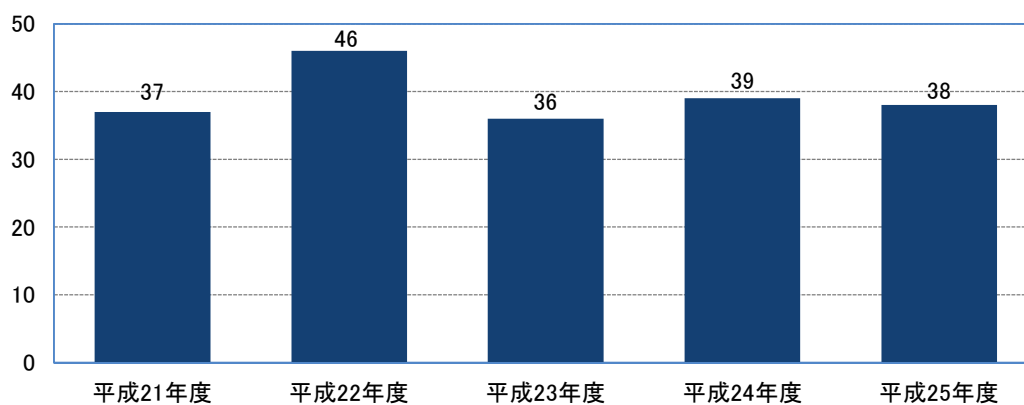
1. 成人保健の現状

(1) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策として、こころの健康相談（精神科医師・心理カウンセラー）を実施しています。相談者数は毎年度、約40人の水準で推移しています。

■こころの健康相談利用者数の推移

単位：人

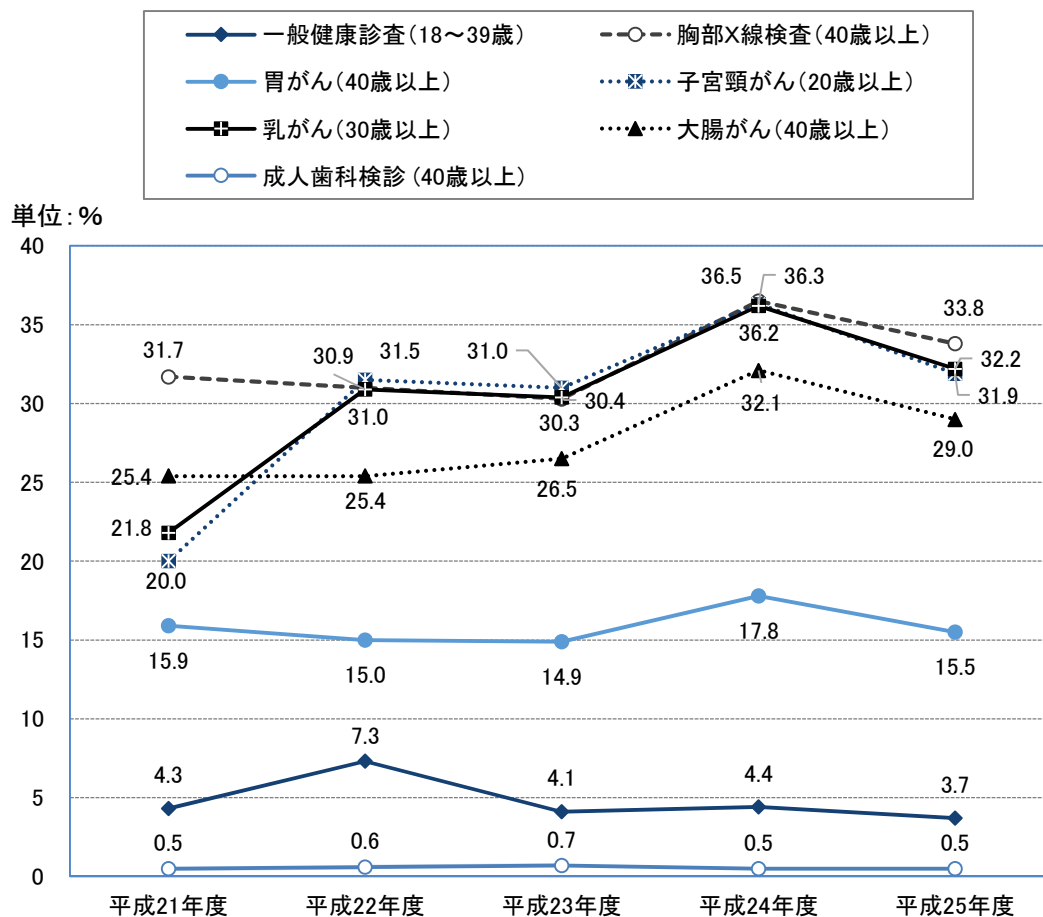


資料：健康増進課

(2) 一般健康診査

個人の健康や生活習慣を見直す機会として一般健康診査や各種がん検診を実施しています。いずれの健診・検診の受診率はほぼ横ばいとなっています。

■各健（検）診受診率の推移



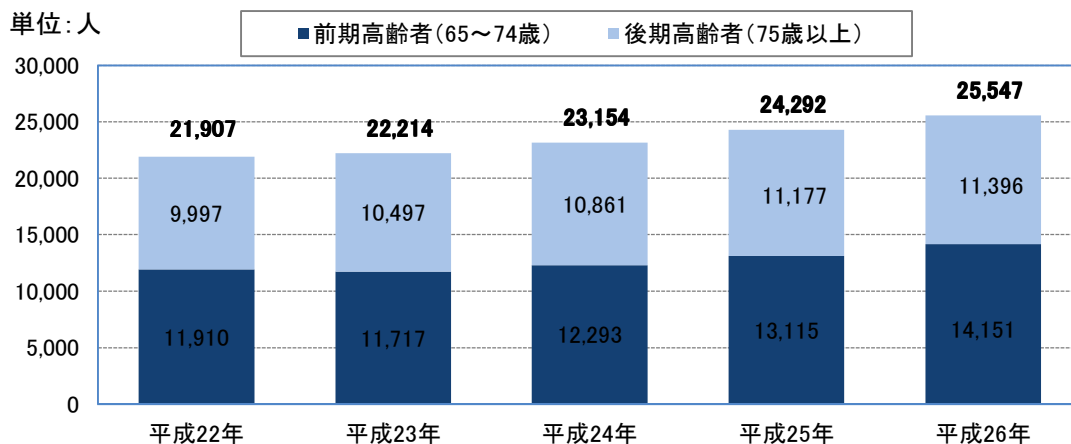
資料：健康増進課

2. 高齢者人口と世帯

本市の65歳以上人口は、年々増加しており、平成26年で25,547人となっています。高齢化率については、国及び県よりも低いものの、平成26年で19.5%となっており、特にこの1年で0.9%増加しています。

■高齢者人口の推移

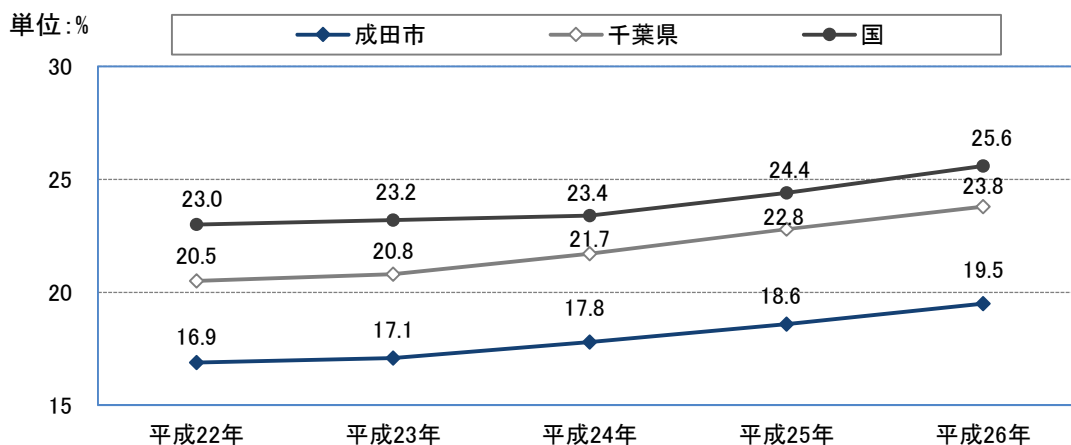
(各年3月31日現在)



資料：千葉県（千葉縣市町村別高齢者人口）

■高齢化率の推移

(各年3月31日現在)

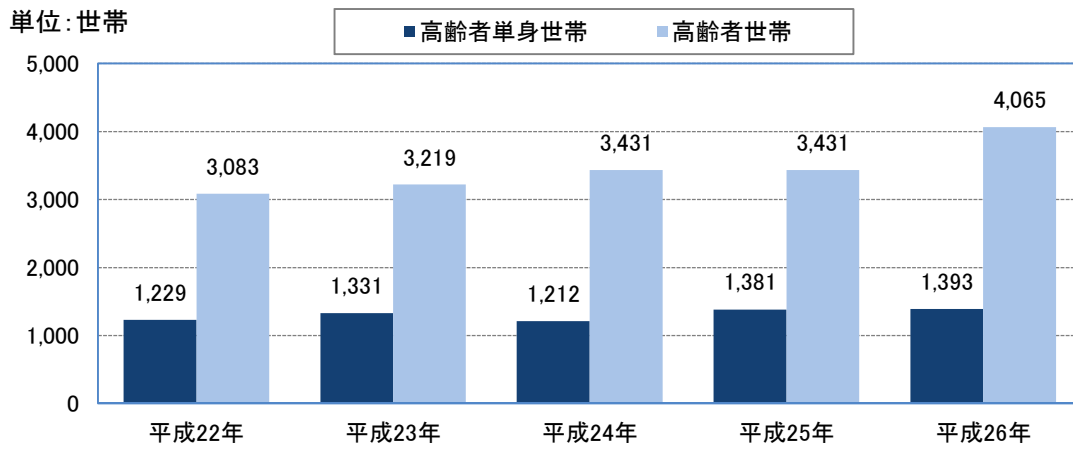


資料：千葉県（千葉縣市町村別高齢者人口）

高齢者単身世帯・高齢者世帯については、ここ5年は増加傾向がみられ、平成26年で高齢者単身世帯は1,393世帯、高齢者世帯は4,065世帯となっています。

■ 高齢者単身世帯・高齢者世帯の推移

(各年3月31日現在)



※高齢者世帯とは、65歳以上の方のみで構成された2名以上の世帯を言います。

資料：高齢者福祉課

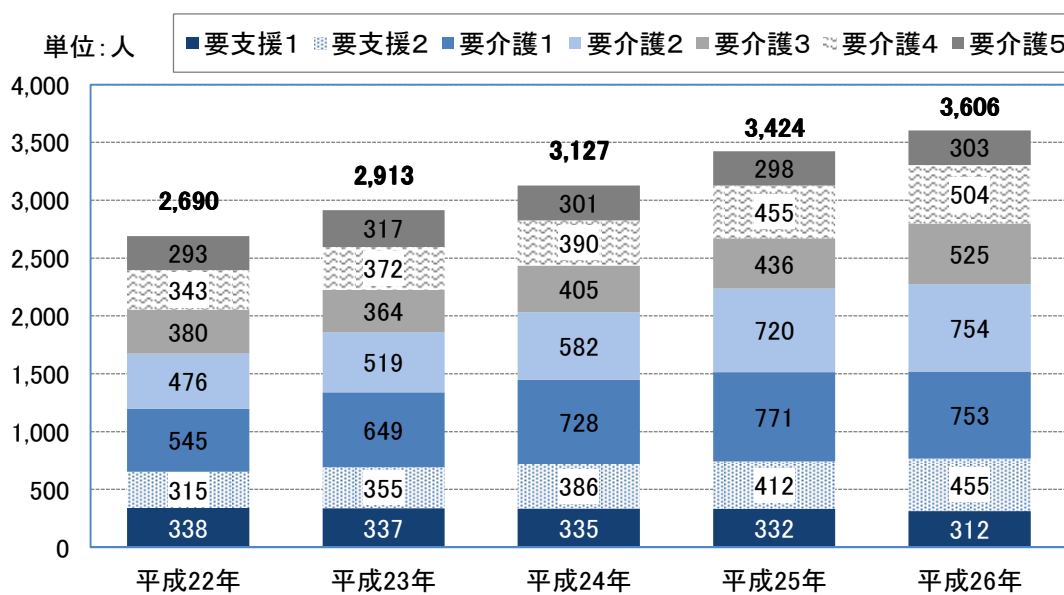
3. 要介護認定者

要介護認定者については、年々増加しており、平成24年以降3,000人を超え、平成26年には3,606人となっています。

要介護度別にみると、要介護1・2が多くを占めています。

■ 要介護認定者数

(各年9月末日現在)



資料：介護保険事業状況報告

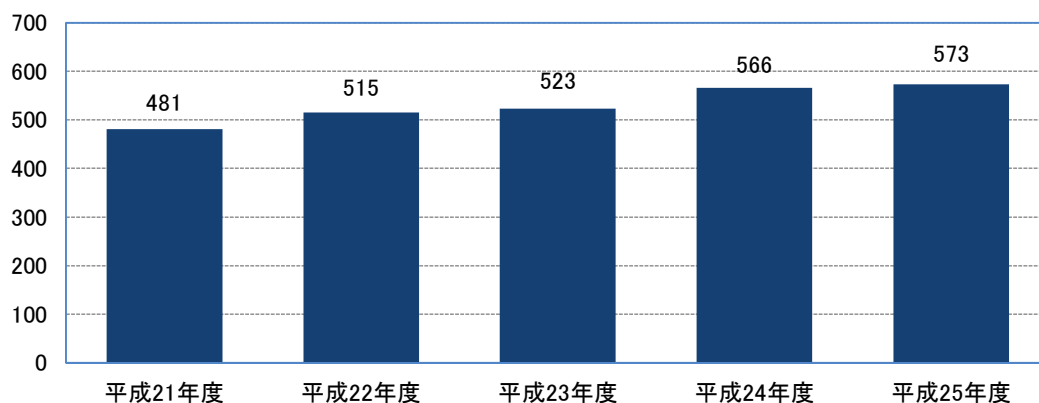
4. 主な福祉サービス

(1) 緊急通報装置の貸与

65歳以上のひとり暮らし高齢者、またはそれに準ずる世帯等の方を対象に、急な事故や病気の際、ペンダント型の発信機を押すだけで緊急事態を通報する装置を貸与しています。利用者は年々増加しており、平成25年度では573人となっています。

■緊急通報装置の貸与

単位：人



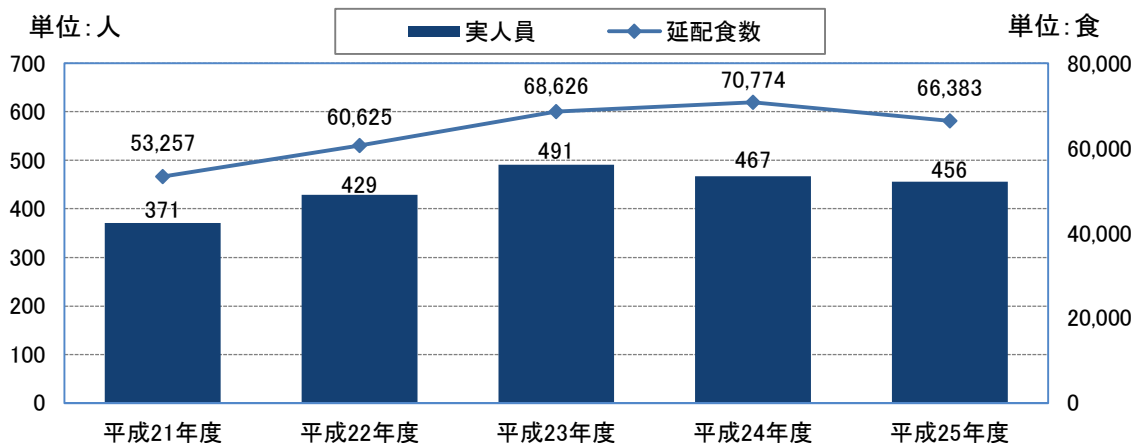
資料：高齢者福祉課

(2) 配食サービス

おおむね65歳以上の独居または高齢者のみの世帯（日中高齢者のみの世帯を含む）の方を対象に、食生活の改善と安否確認を目的として、昼食を届けています。

利用者は平成23年度から25年度にかけてやや減少傾向にあり、平成25年度は456人の利用で延配食数は66,383食となっています。

■配食サービス



資料：高齢者福祉課

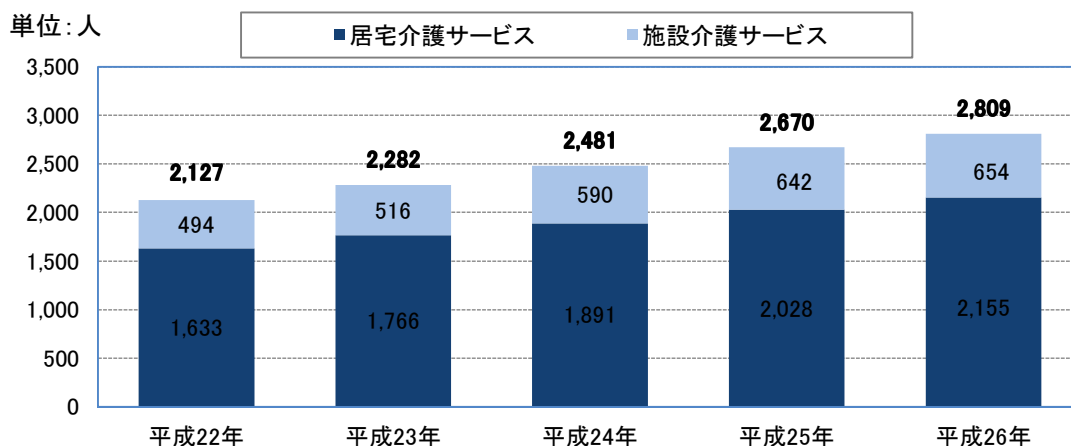
5. 介護保険の現状

介護保険サービスの利用者数は年々増加しており、平成26年には2,809人となっています。居宅介護サービス、施設介護サービスともに、平成22年と平成26年を比較すると、約1.3倍の増となっています。

また、介護給付費における居宅介護・施設介護の割合については、年々居宅介護が占める割合が多くなっており、平成25年度で59.6%となっています。

■介護保険サービスの利用者数

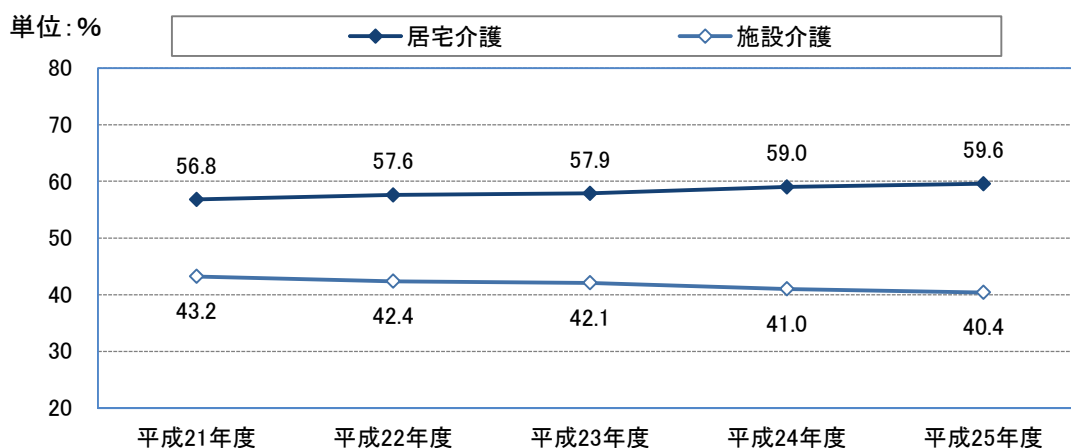
(各年3月利用分)



※居宅介護サービスには、地域密着型サービスを含む。

資料：介護保険課

■介護給付費における居宅介護・施設介護の割合



※居宅介護サービスには、地域密着型サービスを含む。

資料：介護保険課

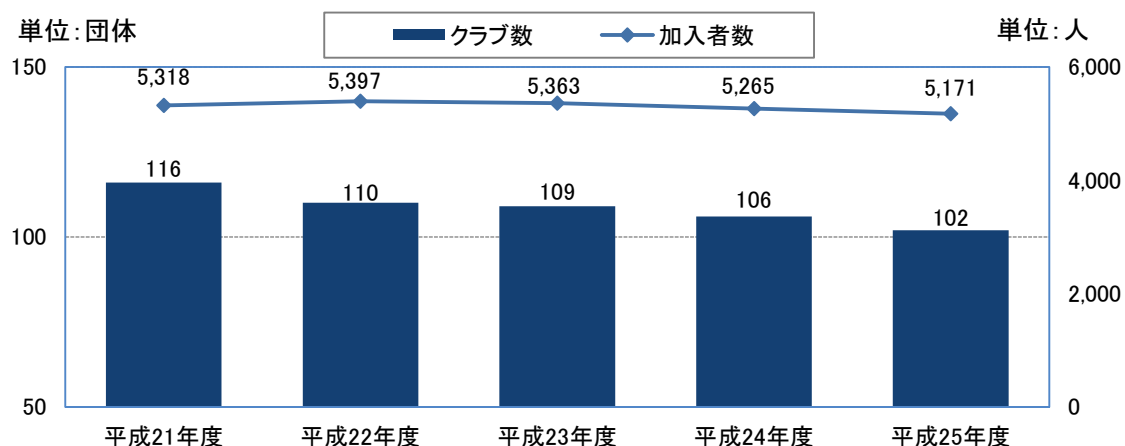
6. 生きがづくり・社会参加について

(1) 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の方を対象に、老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設立されたもので、教養講座の開催、健康増進のための活動、社会奉仕活動などを行っています。

加入者数及びクラブ数は年々、減少傾向にあります。

■老人クラブ数と加入者数



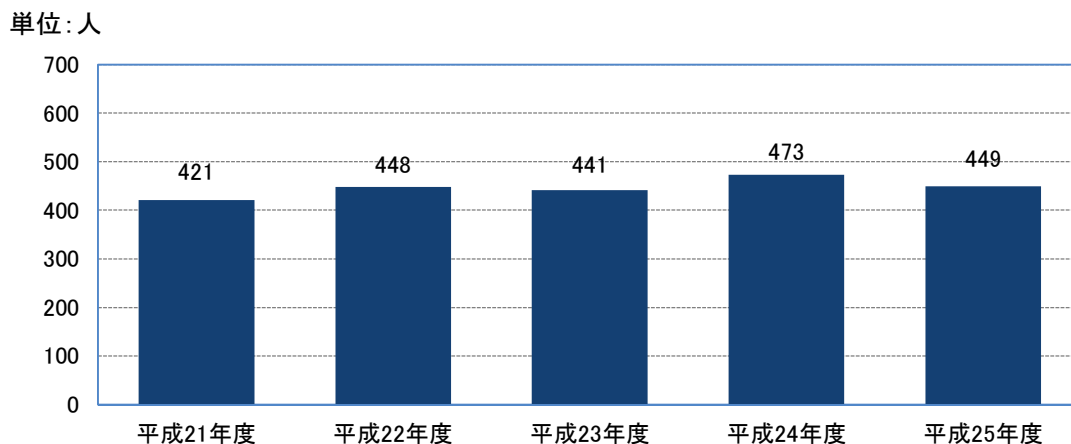
資料：高齢者福祉課

(2) シルバー人材センター

シルバー人材センターは地域社会と連携して、高齢者の知識・経験・能力を活かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に組織的に提供する高齢者の自主的な団体で、知事から許可された公益社団法人です。

会員数の推移は、450人前後の水準で横ばいとなっています。

■シルバー人材センター会員数



資料：高齢者福祉課

第5章 障がいのある人の現状

1. 障がいのある人の数

(1) 手帳所持者数

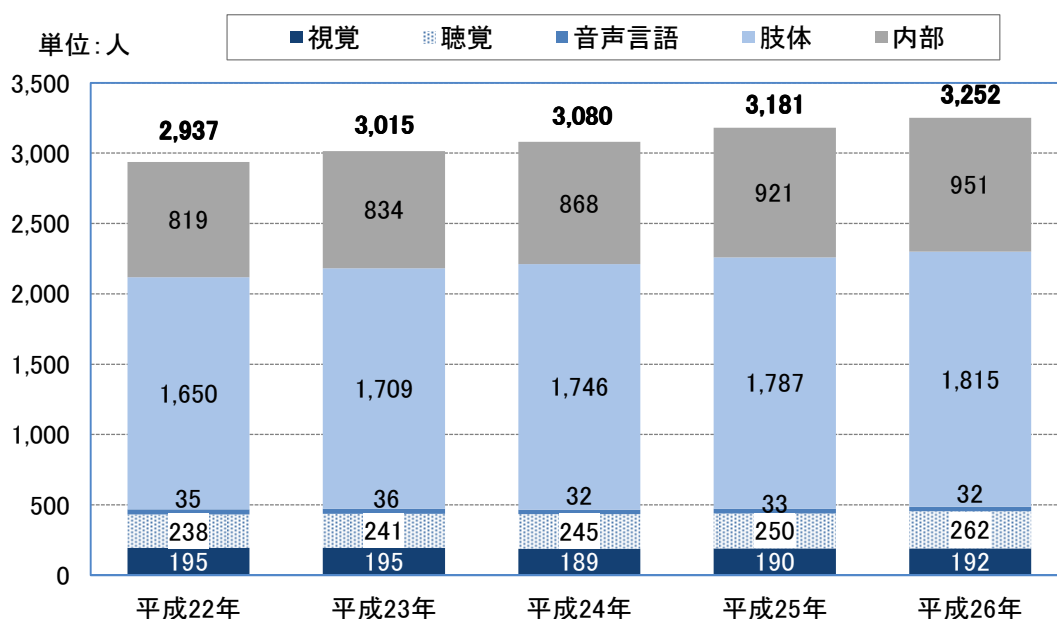
本市における身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）の数は、年々増加しており、平成26年で3,252人となっています。人口千人に対する身体障がいのある人の数は24.8人となっています。その内の6割が、65歳以上の方で占められています。

知的障がいのある人（療育手帳所持者）の数についても増加しており、平成26年で774人となっています。人口千人に対する知的障がいのある人の数は5.9人となっています。

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数については、大きく増加しており、平成26年で801人となっています。人口千人に対する精神障がいのある人の数は6.1人となっています。

■身体障害者手帳所持者の推移

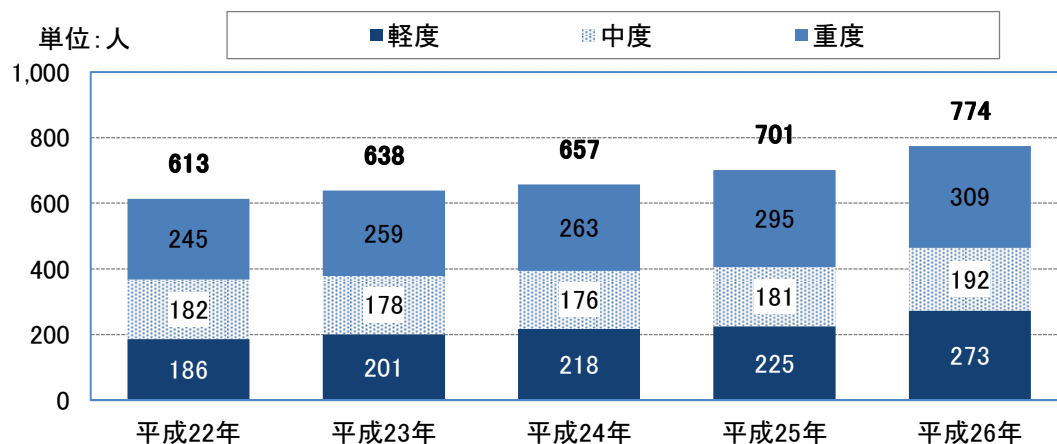
（各年3月31日現在）



資料：障がい者福祉課

療育手帳所持者の推移

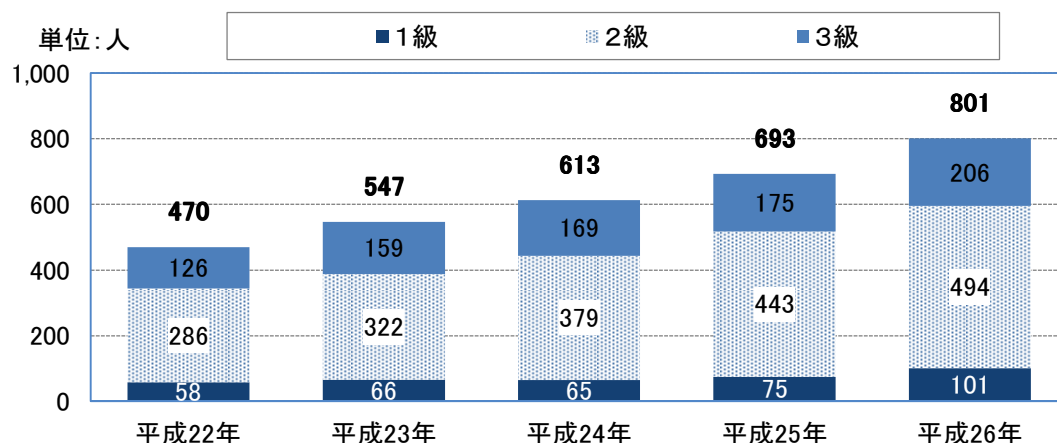
(各年3月31日現在)



資料：障がい者福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年3月31日現在)



資料：障がい者福祉課

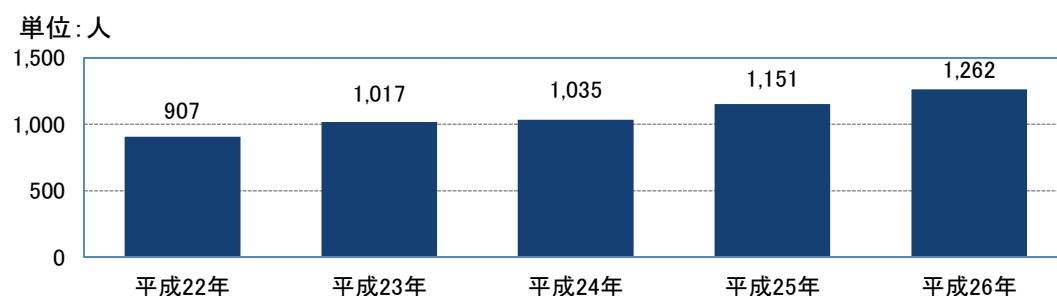
(2) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患の治療にかかる通院医療費の一部を公費負担する制度です。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数については、年々増加しており、平成26年で1,262人となっています。

自立支援医療の利用者の推移

(各年3月31日現在)



資料：千葉県精神保健福祉センター

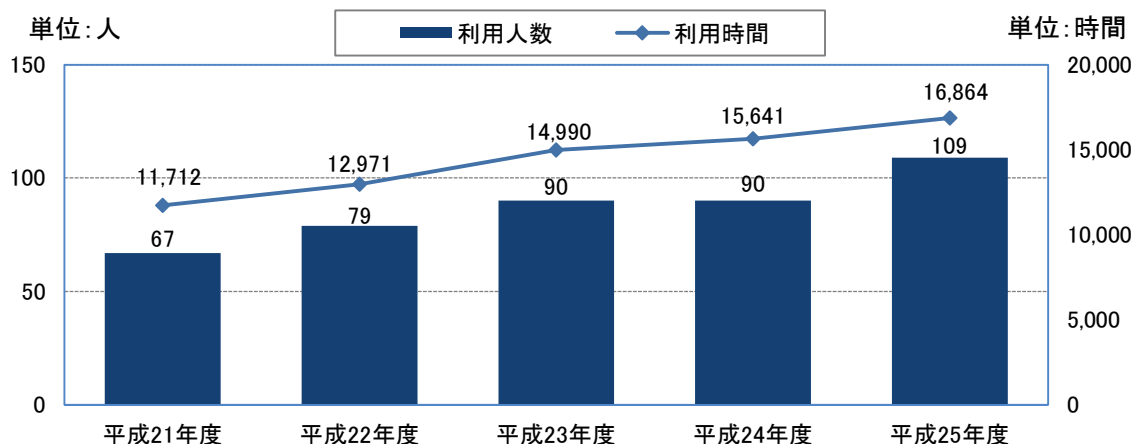
2. 主な福祉サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において、家事や入浴・排せつなどの介護サービスを行っています。

障害者手帳の所持者数の増加に伴って、利用人数、利用時間ともに年々増加しています。

■居宅介護利用人数と利用時間の推移



資料：障がい者福祉課

(2) 福祉手当

障がいの程度に応じて手当を支給しています。

障害者手帳の所持者数の増加に伴って、年々支給対象者数が増加しています。特に、重度精神障害者児福祉手当の対象者数については、過去5年で約1.8倍となっています。

■福祉手当支給者数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重度身体障害者福祉手当	1,073	1,100	1,160	1,148	1,236
重度知的障害者福祉手当	81	83	88	94	103
重度心身障害児福祉手当	52	53	55	57	56
中度知的障害者児福祉手当	165	162	161	165	176
軽度知的障害者児福祉手当	150	162	170	196	243
重度精神障害者児福祉手当	304	327	420	438	548
軽度精神障害者児福祉手当	130	156	164	170	223

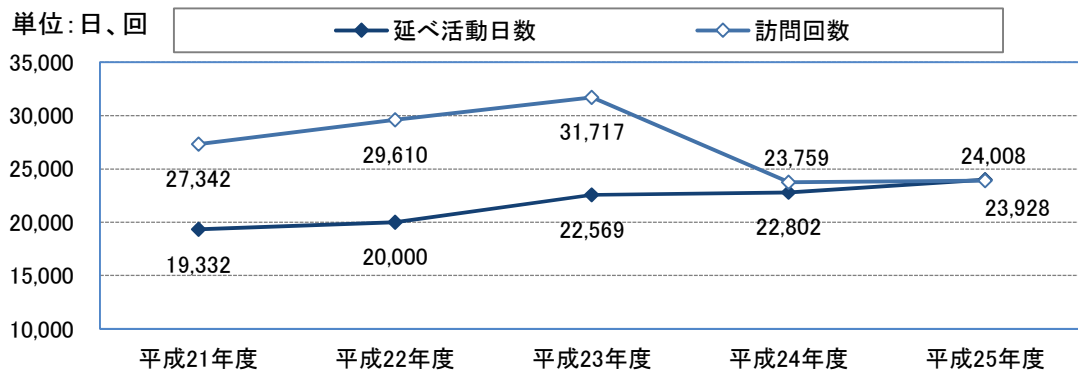
資料：障がい者福祉課

第6章 地域福祉の現状

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、各区域に配置されている民間の奉仕者で、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動を行っています。本市では、現在204名の民生委員・児童委員（主任児童委員20名を含む）がそれぞれに担当地域を受け持ち、個別援助活動をしています。

■活動状況の推移



資料：社会福祉課

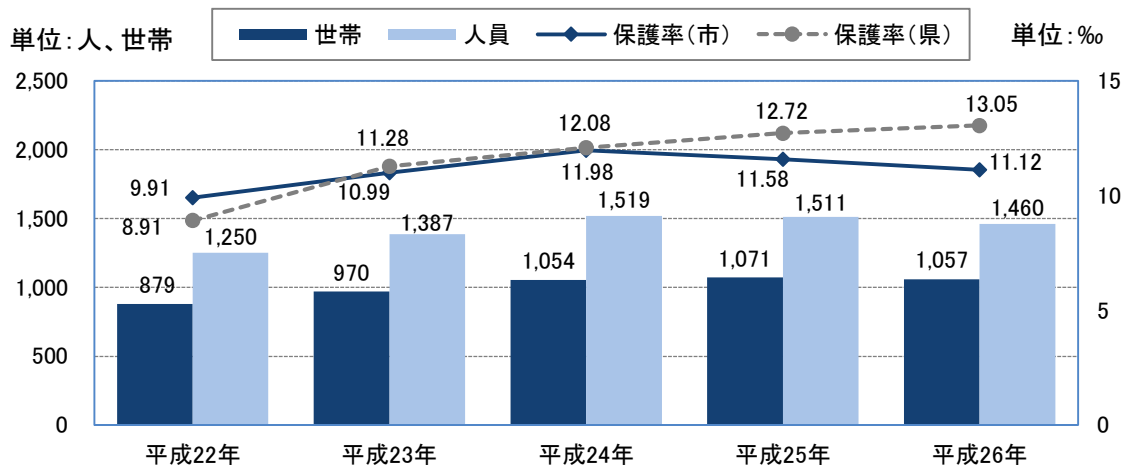
2. 生活保護の状況

生活保護世帯の状況については、被保護世帯数及び被保護人員ともに平成22年から平成25年にかけては増加傾向にありましたが、平成26年は減少しています。

また、保護率については、県平均よりもやや低く推移しており、平成26年で11.12%となっています。

■生活保護世帯・被保護人員の推移

(各年3月末日現在)



資料：社会福祉課

3. 成田市社会福祉協議会

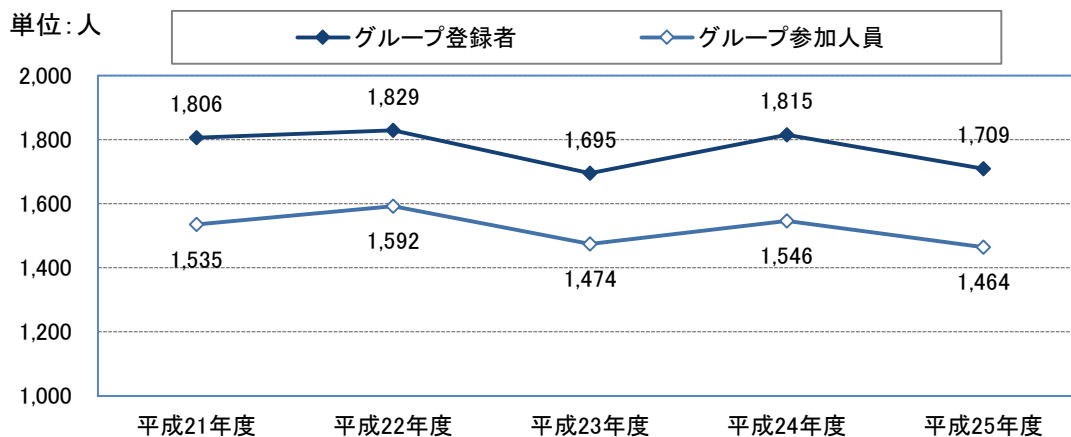
成田市社会福祉協議会は、地域の住民が主体となり福祉関係者及び団体の参加を得て、その地域の問題を法律や制度にしばられることなく、みんなで話し合い協力しあって、自主的に地域福祉を推進していくことを目的とした民間組織です。

(1) ボランティア活動

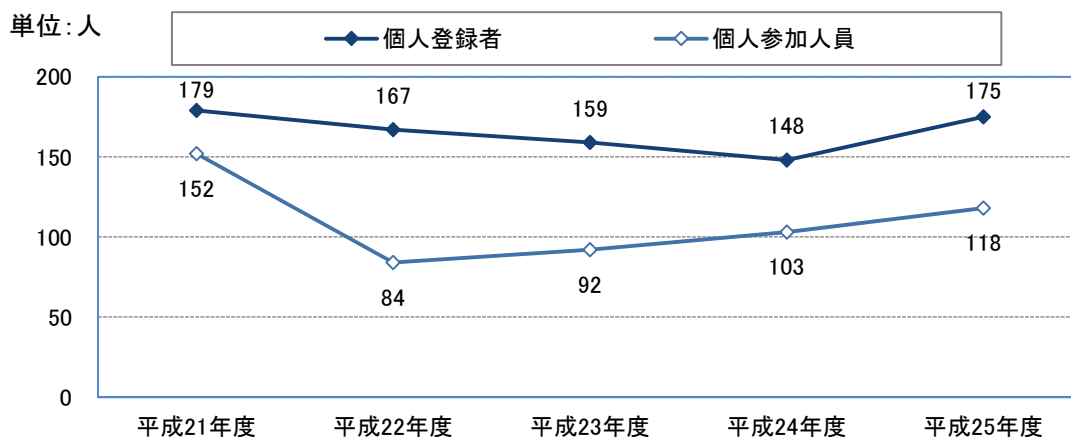
ボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、運営を行っています。

ボランティアセンターのグループ登録者はほぼ横ばいですが、個人登録者は平成24年度まで減少していましたが、平成25年度は増加しています。活動実績について、グループ参加人員は年度により増減はあるものの、個人参加人員は平成22年度以降、増加傾向にあります。

■ ボランティア活動登録者と活動実績（グループ登録）



■ ボランティア活動登録者と活動実績（個人登録）



資料：成田市社会福祉協議会

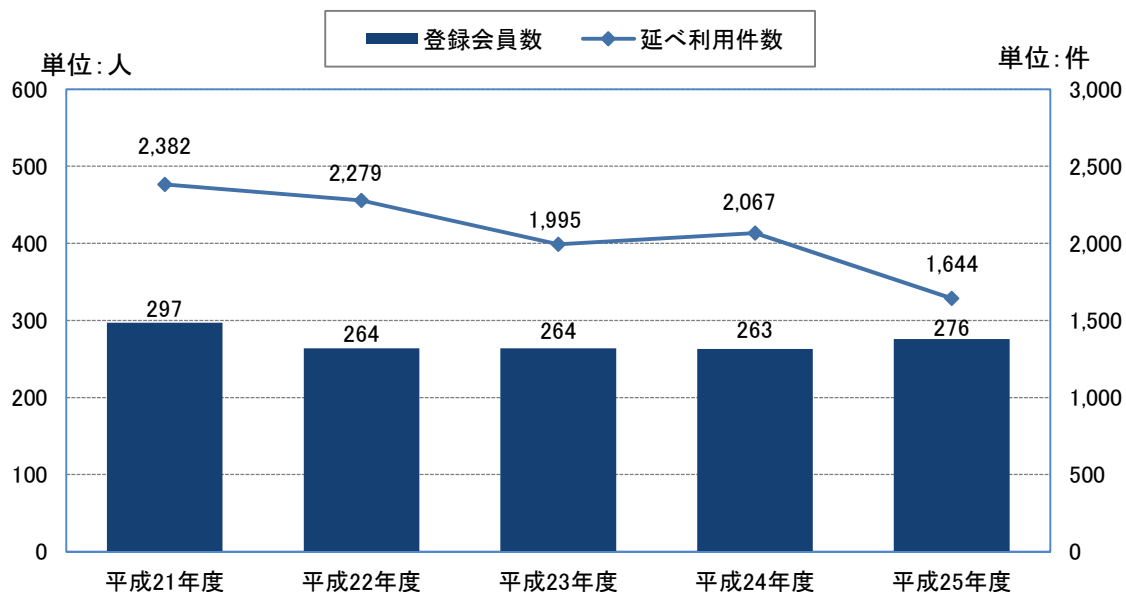
(2) 在宅福祉サービス事業（成田おたすけ隊、なりたファミリー・サポート・センター）

成田おたすけ隊は、相互扶助の精神を基調とする市民の参加協力による家事援助を中心とした適正で低廉な料金の在宅福祉サービスを提供しています。

また、なりたファミリー・サポート・センターは、「困ったときはお互いさま」の精神で市民の参加協力により、子育て支援を中心としたサービスを提供しています。

活動実績については、延べ利用件数が減少傾向となっています。

■在宅福祉サービス事業の活動実績



資料：成田市社会福祉協議会

4. 地区社会福祉協議会

本市には、16地区社会福祉協議会があり、独居高齢者ふれあい訪問等サービス事業（市委託事業）やふれあいいいききサロン等の事業を実施しています。

	事業名				
	独居高齢者 ふれあい訪 問等サービ ス事業	ふれあいい きいきサロ ン事業	地区敬老会	広報紙 の発行	その他
成田	○	○	○	○	・施設見学研修 ・小中学生の福祉体験学習 等
公津	○	○	○	○	・友愛訪問 ・小中学生の福祉体験 等
八生	○	○	○	○	・施設見学会 ・移動ふれあいサロン 等
中郷	○		○	○	・独居高齢者、寝たきり高齢者慰問品配布 ・地区親睦バス旅行 等
久住	○	○	○	○	・独居高齢者への歳末慰問 ・施設視察研修 等
豊住	○	○	○		
遠山	○	○	○	○	・独居高齢者歳末慰問品配布 ・青少年児童福祉活動への助成 等
吾妻・は なのき台	○	○	○	○	・日帰りバス旅行 等
加良部	○	○	○	○	・独居高齢者の日帰りバス旅行 等
玉造	○	○	○	○	・料理教室 ・グラウンドゴルフ大会 等
橋賀台	○		○	○	・花植木センター園芸教室 ・日帰り親睦会（バスで名所見学）等
中台	○	○	○	○	・ふれあい食事会 ・福祉教育事業 等
大利根	○		○		・保育園児との交流会 ・独居高齢者日帰りバス旅行 等
小御門	○		○		・防犯ボランティア活動 ・昔のあそび交流 等
大須賀	○	○	○		・グラウンドゴルフ交流会 ・独居高齢者へ花鉢の配布 等
昭栄	○		○		・餅つき会等で小学生と交流会 ・螢まつり 等

資料：成田市社会福祉協議会

第7章 市民アンケート調査、保健・福祉関係団体・事業所調査結果概要

1. 市民アンケート調査実施概要

(1) 調査対象者及び抽出方法

調査種別	調査対象者及び抽出方法
① 小学校低学年児童	本市に居住する小学校低学年（1～3年生）児童（無作為抽出）
② 一般高齢者	本市に居住する65歳以上の高齢者（無作為抽出）
③ 要介護認定高齢者	本市に居住する65歳以上で要介護認定を受けている高齢者（無作為抽出）
④ 身体障害者	本市に居住する65歳未満の身体障害者手帳所持者全員（悉皆調査）
⑤ 知的障害者	本市に居住する65歳未満の療育手帳所持者全員（悉皆調査）
⑥ 精神障害者	本市に居住する65歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者全員（悉皆調査）
⑦ 一般市民	市内在住の20歳以上65歳未満の市民（無作為抽出）

回収結果は次の通りとなっています。

調査種別	配布数	有効配布数	有効回収数	有効回収率
① 小学校低学年児童	600件	600件	267件	44.5%
② 一般高齢者	1,800件	1,797件	1,188件	66.1%
③ 要介護認定高齢者	500件	497件	256件	51.5%
④ 身体障害者	1,044件	1,037件	549件	52.9%
⑤ 知的障害者	562件	561件	284件	50.6%
⑥ 精神障害者	590件	584件	311件	53.3%
⑦ 一般市民	1,500件	1,489件	527件	35.4%
合計	6,596件	6,565件	3,382件	51.5%

※有効配布数：配布数より宛先不明で返送されてきたものを引いた数

2. 保健・福祉関係団体・事業所調査実施概要

市内保健・福祉関係団体、事業所に調査票を配布（7月中旬から8月初旬）、45件回収。

第2部 計画の基本理念・基本目標等

第1章 施策展開の基本的方向

1. 基本理念

本市ではこれまで、「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」を基本理念に、保健福祉施策を推進してきました。

健康づくりや日頃の生活を送るにあたっては、自分の努力による「自助」が根底のものとなりますが、人と人とがつながり、ともに支え合い、助け合うことが保健福祉施策の一層の充実にあたっては重要となります。そのため、市民の一人ひとりがこの成田市で、安心して潤いのある生活を送るためには人と人との「交流」が必要不可欠なものであり、「交流」を通じて健康を実現し、必要とする福祉サービスを利用できることが大きな目的といえます。

本計画においても、市民、事業所や行政などの主体が^{ふれあい}、保健・医療・福祉などの多分野が^{ふれあい}、協力し合うことにより本市の保健福祉施策のさらなる発展を目指すため、これまでの基本理念である「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」を踏襲し、引き続き基本理念として設定することとします。

住みなれた地域で安心して暮らせる

^{ふれあい}
交流のまち 成田

2. 基本目標

「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」を基本理念として、各施策を推進するための基本目標を次のように定めます。

(1) みんながふれあい支えあえるまちづくり

地域に暮らす誰もが、ふれあい支えあいながら共に生きる地域社会をつくるため、すべての市民が地域福祉の意識を共有するとともに、地域福祉の担い手として主体的に取り組むまちづくりを目指します。また、福祉サービスの利用に結びつかない人や地域の中で孤立している人、緊急時にひとりで避難できない要援護者などを支援するため、地域や行政、関係機関、福祉サービス事業者等のネットワーク化を図り、支援の充実に努めます。

(2) 社会参加と自立支援

市民一人ひとりが自らの経験と知識を生かしながら、さまざまな活動に参加し、いきいきと充実した暮らしが実現できるまちづくりを目指すとともに、誰もが必要なサービスを選択し、地域で自分らしく安定した生活が送れるよう、さまざまな支援に努めます。

(3) 健康づくりとリハビリテーションの充実したまちづくり

保健・医療・福祉の連携を強化し、健康づくりや介護・疾病の予防、各種リハビリテーションの充実等、あらゆるライフステージに対応した幅広い施策を展開し、市民一人ひとりが心身ともに健康で充実して生活できるよう努めます。

(4) きめ細やかなサービス提供

住みなれた地域で安心して暮らせるよう、個人の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供に努めます。

第2章 福祉社会の将来像

「住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田」を基本理念に、子どもや高齢者、障がいのある人などすべての人々の幸せな姿や、住んでいてよかったと心から思えるまちの姿を目指し、本市の福祉社会の将来像としてその実現に努めます。

1. 人々の姿

(1) 子どもたちと家庭の姿

①安心して出産・育児ができます。

- ・子どもの病気や発育・発達のことで不安を持った時には、身近に子育ての仲間がいたり、気軽に相談できる機関があることで、子育ての不安が解消されています。
- ・家庭における家事や育児などの役割を、男女が協力して共に担っています。

②健康の保持・増進に努めています。

- ・出産後の母と子どもの各種健康診査や健康相談、訪問指導などきめ細やかなサービスが身近な所で受けられ、母子共に健康の保持・増進が図られています。
- ・幼児期から健康な生活習慣が身につく、「早寝・早起き」「楽しい食事」「元気な遊び」の大切さが認識されています。

③保育や幼児教育が充実し、安心して子育てができます。

- ・延長保育や一時保育の充実により、安心して働くことができます。また、低年齢児保育も充実し、産休・育休明けの保護者の職場復帰が円滑に図られています。
- ・保育園や幼稚園では、障がいのあるなしにかかわらず保育や教育が受けられ、統合保育が進んでいます。
- ・専業主婦も一時保育などのサービスを利用することができ、育児の不安やストレスから開放される時間が持てます。保育園や幼稚園は、身近な相談機関として子育てを応援しています。

④子どもと親が共に成長することができます。

- ・子育てに関する情報や、子どもの発達段階に応じた親のあり方、しつけの方法など、学習機会の充実が図られています。
- ・福祉や環境、人権、平和、国際理解、情報など、これからの社会で求められる能力や資質を身につけられる教育が進められています。
- ・子どもの個性や障がいの状況に即した教育が進められ、豊かな人間性と望ましい人間関係の形成が図られています。

⑤子どもたちがいきいきと生活しています。

- ・児童ホームや公園、遊び場などの整備が進められ、夢中で遊ぶ子どもたちの元気な声が聞こえてきます。
- ・子どもたちが主体的に社会活動やスポーツ活動に参加しています。
- ・地域ぐるみで健全育成活動が進められ、子どもたちを取り巻く環境の改善が進められています。
- ・子どもたちは自由に意見を述べることができ、それらの意見が家庭や社会のさまざまな場面で反映されています。

(2) 成人期の人々の姿

①健康の保持・増進に努めています。

- ・日頃から健康の保持・増進に心がけ、自らの状況に合わせた好ましい生活習慣を身につけています。
- ・がん、歯科疾患、生活習慣病などの疾病を早期に発見するため、各種がん検診や特定健康診査などを受診し、健康づくりに努めています。
- ・気軽に利用できる相談機関があり、心身の悩みや不安が軽減されています。
- ・健康の維持増進のため、毎日ウォーキングなどの運動をしています。

②自らが地域の保健福祉の資源となっています。

- ・自分たちの福祉と健康づくりのために、自助グループをつくりみんなが支えあっています。
- ・自らの意思で、地域の福祉や健康づくりの担い手となり、自然体でボランティア活動が実践され、自らの生きがいつくりにも役立てています。

(3) 高齢者、障がいのある人の姿

①健康の保持・増進に努めています。

- ・毎日、元気ですごせるように、積極的に健康づくりに努め、生きがいを持って生活しています。
- ・健康診査や各種がん検診などの健診結果をもとに、かかりつけ医の管理・指導を受けています。

②家庭、地域、施設において適切な援助を受けています。

- ・介護を必要とする高齢者や障がいのある人は、医療と福祉の一体的な提供体制のもと、自らの意思でサービスを選択し、地域での生活をできるかぎり維持することができます。
- ・介護者のための支援も充実し、介護疲れやストレスの解消が図られています。

③学び、そして働いています。

- いつでも、だれでも、学習の機会を持てる生涯学習システムと場の整備が進み、年齢や障がいの有無にかかわらず自分にあった学習をしています。
- 市民を対象とした学習の機会が拡充され、講座などに積極的に参加しています。また、元気な高齢者が講師となり、これまで培った経験や技能を最大限発揮しています。
- シルバー人材センターでは新たな職域開拓を進め、会員が生きがいを感じながら働いています。
- 障がいのある人の就労機会や場の整備が進み、事業主や共に働く従業員の理解も得られ、働く意欲が出てきています。
- 障がいがあり、就労が困難だった人も、社会参加のための場所と機会が確保され、自分らしい生活を営んでいます。

④高齢者も障がいのある人も、勇気と意欲と希望を持って生きています。

- 自分でできることは自分でやり、できないことは「助けて」と援助を求めます。助けたり、助けられたり、地域が「一人ひとりの自立」を支えています。
- だれもが、文化活動や趣味などを楽しみ、できるかぎり生活の質の向上に努めています。
- 福祉のまちづくりが進むとともに、高齢者や障がいのある人の移動手段が確保され、行動範囲が広がっています。
- 障がいのある人の情報伝達手段が増え、地域の人々とのコミュニケーションを図ることができます。
- 「地域で支えあう」という意識が普及するとともに、高齢者や障がいのある人もボランティアに参加し、生きがいを感じています。

2. まちの姿

① だれもが一緒に暮らせる心のふれあうまちです。

- ・子どもや高齢者、障がいのある人用として特別な設備などを用意するのではなく、だれもが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン（※）を採用するなど、暮らしやすいまちづくりが進められています。

※ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいいます。

② だれもが平等に暮らせる明るいまちです。

- ・年齢の違いや障がいがあることによる不利益をなくし、あらゆる機会が平等に保障されだれもが等しく人生を楽しめるようなまちづくりが進められています。

③ だれもが自由に行動できる楽しいまちです。

- ・交通機関、道路、公園、公営住宅などの施設においては、段差の解消やエレベーターの設置、利用しやすいトイレの整備などの改善が図られ、だれもが行きたいところに行けるまちづくりが進められています。
- ・事業者の理解と協力により、公共施設に限らずショッピングセンターやホテルなどの公益施設においても、だれもが自由に行動できるまちづくりが進められています。

④ だれもが力強く生きる希望に満ちたまちです。

- ・年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、学び、働き、趣味やスポーツを楽しみ、地域活動に参加するなど、だれもが希望を持って力強く生きられるまちづくりが進められています。

⑤ みんなが助けあう福祉のまちです。

- ・子どもや高齢者、障がいのある人などが困っていたら、自然に援助の手が差し延べられ、また、多くの人たちがボランティア活動に参加し、あたたかい心のかよう福祉のまちづくりが進められています。

⑥ 一人ひとりが健康づくりの主体となるまちです。

- ・だれもが、健康づくりのために必要な支援や資源を利用することができ、健康的なまちづくりの主役になっています。

⑦ 福祉事業の従事者が働きやすいまちです。

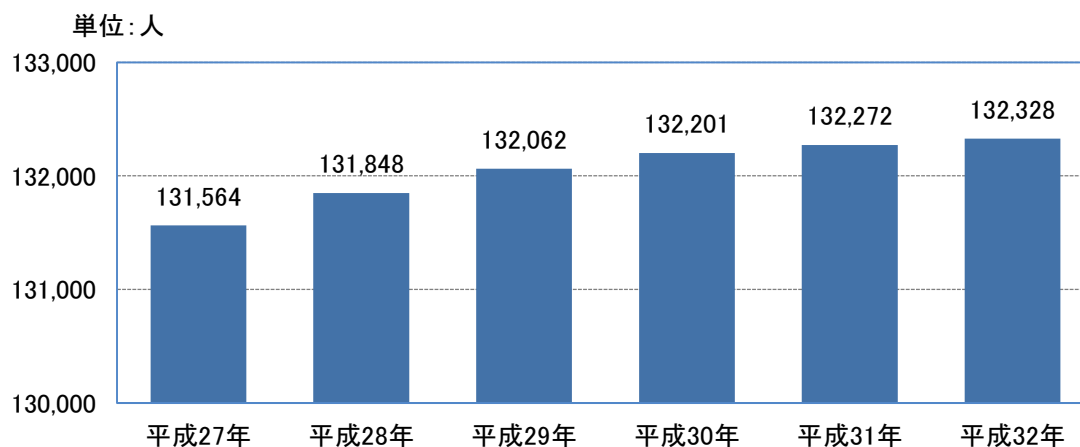
- ・医療や保健、福祉に携わる専門職が日頃から連携し、市民に対するサービスの質の向上を高めるとともに、本人の知識や技術の向上が図られています。

第3章 人口等の将来予測

(1) 人口

本市の将来人口は、計画最終年度（平成32年度）で132,328人と予測され、緩やかな増加が見込まれます。

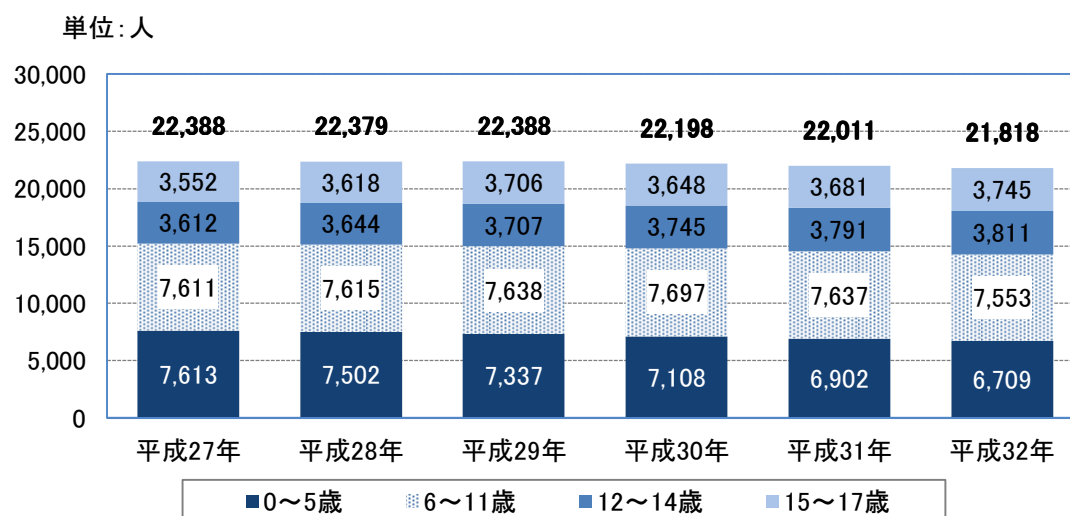
■人口の見通し



(2) 子どもの数

18歳未満の子どもの数は、平成29年をピークに減少に転じる予測となり、平成27年の22,388人から平成32年には21,818人になる見込みとなります。

■子どもの数の見通し

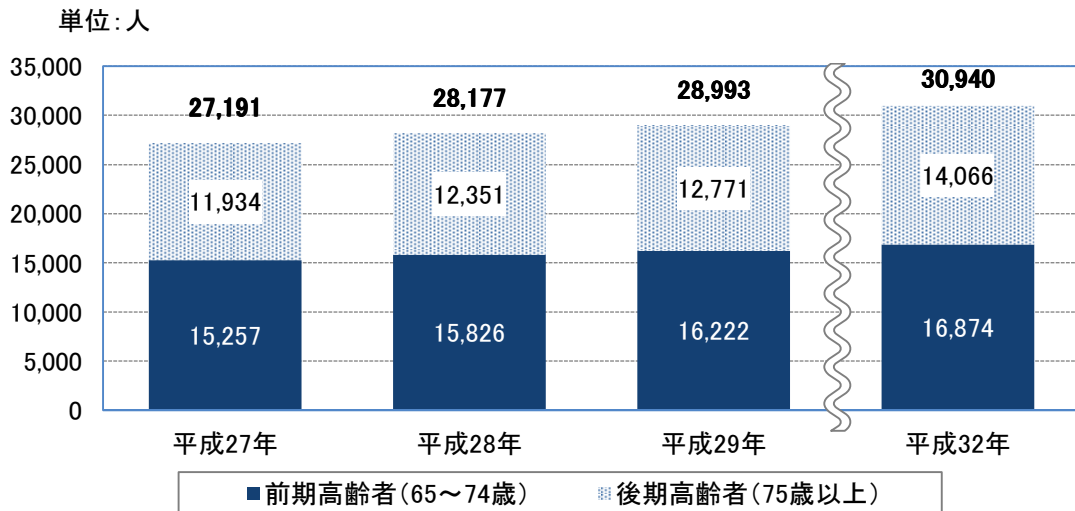


(3) 高齢者数

①前期高齢者・後期高齢者数

前期高齢者は、平成27年の15,257人から平成32年には16,874人と、1,617人の増加が見込まれます。後期高齢者は、平成27年の11,934人から平成32年には14,066人と、2,132人の増加が見込まれます。

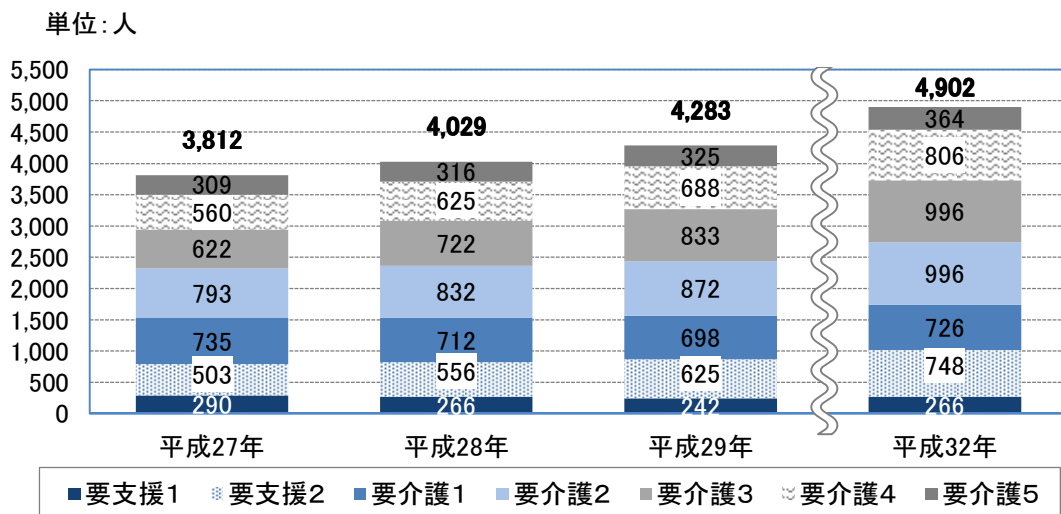
■高齢者数の見通し



②要介護認定者数

要介護認定者数は今後も増加することが予測され、平成27年の3,812人から平成32年には4,902人と、1,090人の増加が見込まれます。特に要介護2・3の中度の増加が見込まれます。

■要介護認定者数の見通し

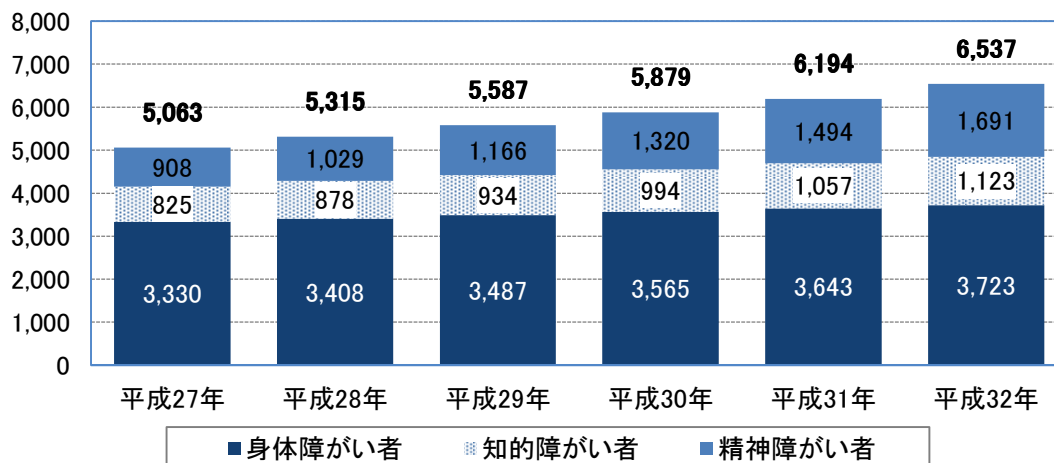


(4) 障がい者数

障がい者数は、平成27年の5,063人から平成32年には6,537人と、1,474人の増加が見込まれます。

■障がい者数（各手帳所持者数）の見通し

単位：人



第4章 施策の体系

◇基本理念

住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田

◇基本目標

- ・ みんながふれあい支えあえるまちづくり
- ・ 社会参加と自立支援
- ・ 健康づくりとリハビリテーションの充実したまちづくり
- ・ きめ細やかなサービス提供

◇施策体系



第3部 住みなれた地域で安心して暮らせる

交流のまちを築くために

第1章 横断的施策の推進

1. **総** 総合的な相談体制と情報提供の仕組みづくり

【施策の方向】

(1) 福祉の総合的な相談体制とマネジメント体制の構築

高齢者、障がいのある人や子どもとその保護者が、身近な場所で気軽に相談することができるよう、それぞれの専門の窓口を充実させ、周知するとともに、それぞれの連携を密にし、より質の高い相談対応が提供できるよう、総合的な相談窓口の整備を検討します。

さらに、相談後に、福祉サービスの利用が必要な人が、本人の状況に合った適切なサービスを利用することができるよう、マネジメント体制を構築します。

また、相談窓口でもある地域包括支援センターが核となり、成田市のケアマネジメント体制及び地域包括ケア体制の充実を進めるため、地区社会福祉協議会単位の地域ケア会議を開催するとともに、保健・医療・福祉の有機的な連携を図るための地域ケア推進会議を開催します。

◇主要事業

- 地域包括支援センターの充実（高齢者福祉課）
- 子ども110番・家庭児童相談室の充実（子育て支援課）
- 育児相談等による相談活動の充実（健康増進課）
- ほっとすまいるセンター（障がい者相談センター）、地域生活支援センターの充実
(障がい者福祉課)
- 地域ケア会議、地域ケア推進会議の実施（高齢者福祉課）
- 総合的な相談受付体制の構築検討（福祉部・健康こども部）
- 相談援助事業の充実（福祉部・健康こども部）
- 障がいのある人や子どものライフステージに応じた相談支援体制の充実
(障がい者福祉課・健康増進課・教育指導課)

(2) 権利擁護と虐待の早期発見・対応の推進

認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分であると認められる人が、金銭の管理、住まいの場の確保や福祉サービスの利用が円滑に行われるよう、日常生活支援自立支援事業や後見制度の利用を促進します。また、利用者の増加に対応できるよう、支援員や後見人の確保に努めます。

また、高齢者、障がいのある人や子どもに対する虐待を早期に発見し、対応できるよう、庁内関係課や関係機関と連携し、組織的な体制づくりを行います。

さらに、「障害者権利条約」や平成28年4月より施行となる「障害者差別解消法」の理念に則り、誰もが障がいの有無に関係なく、自分らしく暮らせるよう、地域福祉を充実させるとともに、障がい理解に関する講演会などを開催し、広く市民への普及啓発に努めます。

◇主要事業

- 成年後見制度利用支援事業の利用促進（高齢者福祉課・障がい者福祉課）
- 法人後見人、市民後見人の育成（障がい者福祉課）
- 日常生活自立支援事業の充実（社会福祉協議会）
- 虐待防止ネットワークの構築（福祉部・健康こども部）
- 成田市あんしん見守りネットワークの推進（高齢者福祉課）

(3) 情報提供の充実

これから親になる人や子育て中の親が、出産や子育てについての知識を身につけたり、親のあり方について学ぶことができるよう、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人など、福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。その際、障がいなどにより情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、入手しやすく、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

◇主要事業

- 福祉情報の電算化・統合化の推進（福祉部・健康こども部・行政管理課）
- 子育てガイドブックや福祉のしおりの作成（福祉部・健康こども部）
- 新たな通信媒体を活用した情報提供方法の検討（福祉部・健康こども部）
- 音声読み上げや手話通訳設置等による障がいに配慮した情報提供の充実（障がい者福祉課）

2. **防**災・防犯の仕組みづくり

【施策の方向】

（１）避難行動要支援者対策の推進

高齢者、障がいのある人や妊婦、乳幼児など、災害時の速やかな避難に支援が必要な人を対象として、地域の自治会等と連携し、避難行動要支援者が速やかに避難するための体制を整備します。

また、避難行動要支援者と地域住民が日頃から信頼関係を築けるよう、避難行動要支援者が積極的に地域の防災訓練に参加するよう促進するとともに、地域住民の協力のもと、日頃の見守り活動の展開を図ります。

◇主要事業

- 避難行動要支援者支援制度の運用（福祉部・危機管理課）
- 自主防災組織の育成（危機管理課）

（２）地域の防犯体制の構築

高齢者などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、地域や関係団体、関係機関との連携を強化し、地域の見守り体制を強化します。

また、自身が犯罪に巻き込まれる危険を察知し、回避することができるよう、防犯の啓発活動を推進します。

◇主要事業

- 自主防犯パトロール隊の取り組み促進（交通防犯課）
- 悪質商法防止に向けた啓発（商工課）
- 成田市あんしん見守りネットワークの推進【再掲】（高齢者福祉課）

3. **生**活困窮者等の自立・就労支援

【施策の方向】

（１）高齢者・障がいのある人・ひとり親家庭・生活困窮者の就労支援

高齢者がこれまでの知識や能力、経験を生かし、自らの役割を持って暮らし続けるため、シルバー人材センターの活用や、雇用機会の確保、相談体制の充実など、就労に関する支援体制づくりを図ります。

障がいのある人が社会に出て、経済的に自立した生活を営めるよう、障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がいのある人の雇用や職域等の拡大を働きかけます。また、障がいのある人が適性に合った職場に就き、継続して働くことができるよう、トライアル雇用やジョブコーチ制度等を広く周知し、利用を促進します。さらに、事業主と従業員への支援を行い、共に働きやすい職場環境づくりを進めます。

ひとり親家庭等で経済的な支援が必要と認められる生活困窮者に対して、就労相談や就労訓練の場を提供するなど、自立に向けた支援を行います。

◇主要事業

- 高齢者に配慮した雇用制度導入の促進（商工課）
- シルバー人材センターの充実（高齢者福祉課）
- 障がいのある人の就労促進（商工課・障がい者福祉課）
- 社会福祉施設の整備・充実（障がい者福祉課）
- 障がい者雇用率制度を柱とした施策の推進（商工課・人事課）
- チャレンジドオフィスなりたの運営・拡充（障がい者福祉課）
- ひとり親家庭の就労支援（子育て支援課）
- 自立相談支援事業の実施[相談支援・プラン作成等]（社会福祉課）
- 就労準備支援事業（社会福祉課）

（２）低所得者等に対する経済的支援及び生活支援

低所得者や、生活保護に至る前の生活困窮者が、自立に向けた土台を築けるよう、生活を送る場の確保を支援するとともに、経済的な支援を行います。

また、生活困窮家庭の子どもに対して学習の機会を提供します。

◇主要事業

- 住宅確保給付金の支給（社会福祉課）
- 家計相談支援事業（社会福祉課）
- 学習支援事業（社会福祉課）
- 臨時特例つなぎ資金（社会福祉協議会）
- 社会福祉金庫貸付・生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）

4. ニバーサルデザインに配慮したまちづくり

【施策の方向】

（１）福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がいのある人や子ども等が安全に街中を移動できるよう、市街地や住宅地などの歩行者の多い道路を中心として、車道と歩道の分離、歩道の新設、拡幅等の交通安全対策、放置自転車等の撤去、休憩施設や緑化等の配慮により、快適な歩行空間の整備を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知に努めながら、公共施設や公共交通機関、民間建築物等のバリアフリー化を促進します。

◇主要事業

- 安全で快適な歩道整備（土木課・道路管理課）
- 鉄道駅バリアフリー化推進事業の実施（交通防犯課）
- 新バリアフリー法の啓発（社会福祉課・建築住宅課）
- 千葉県福祉のまちづくり条例の啓発（社会福祉課・建築住宅課）
- 放置自転車・路上放置物等除去への取り組み（交通防犯課・道路管理課）

（２）移動支援の充実

高齢者や障がいのある人の生活圏の拡大を進めるため、移送サービスなどの充実を図ります。また、市民の誰もが気軽に市内を移動し、通院・買い物、イベントや生涯学習講座への参加など、積極的な社会参加ができるよう、地域公共交通の充実を図ります。

◇主要事業

- 移送サービス事業の充実（社会福祉協議会）
- コミュニティバスの運行（交通防犯課）
- オンデマンド交通高齢者移送サービス実証実験の実施（高齢者福祉課）

5. 材・事業所の育成・確保

【施策の方向】

（１）研修機会の充実

福祉に携わる人材を確保するため、福祉分野に就職を希望する人に対して資格取得に向けた研修の機会を提供します。

また、現在福祉に携わっている専門職の知識や技術等サービスの質の向上をはかるための研修の機会を提供します。

◇主要事業

- 資格取得のための研修機会の提供（商工課）
- 各専門分野の実務研修の実施（福祉部・健康こども部）

（２）多職種の連携推進

高齢者や障がいのある人、子ども等に対する包括的なケアマネジメントを提供するため、福祉従事者や医療従事者等による、多職種連携による支援体制づくりを推進します。

◇主要事業

- 「地域ケア会議」「自立支援協議会」等の開催（福祉部・健康こども部）

（３）第三者評価・苦情対応の推進

介護サービス、障がい福祉サービス、保育サービスなど、各福祉サービスに関する苦情相談の体制を構築するとともに、苦情内容をサービスの質の向上へつなげる仕組みを検討します。

また、サービスの質の向上や、事業所の情報を提供するため、事業者に対して県が行う福祉サービス第三者評価の受審の促進を図ります。

◇主要事業

- 介護相談員派遣事業の充実（介護保険課）
- 福祉サービスの苦情相談対応の充実（福祉部・健康こども部）
- 福祉サービス第三者評価の受審支援（福祉部・健康こども部）

第2章 地域福祉の推進

1. **支**えあう地域づくり

【施策の方向】

(1) 助けあいのまちづくり

- 身近な地域において、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- みんなで支えあう福祉社会を確立するために、困った時に「助けて」と気軽に言える地域づくりを目指します。
- 地域において、子育て家族や高齢者、障がいのある人など、悩みや問題を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、登下校時の子どもたちの安全の確保など、地域全体での見守りネットワークの充実を図ります。
- 当事者団体・家族会・ボランティア・NPOなど、市民の自発的意思に基づくさまざまな福祉活動や健康づくり活動を支援します。

◇主要事業

- 地域コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 保育園における子育て支援事業の充実（保育課）
- 民生委員・児童委員、地区保健推進員活動の充実
(社会福祉課・子育て支援課・健康増進課)
- 福祉活動を行うNPOの活用（福祉部）
- 成田市あんしん見守りネットワークの推進【再掲】（高齢者福祉課）

(2) 思いやりの心を育む

- 地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動など、支えあいの仕組みづくりの大切さや、地域の福祉に関する情報について広報・啓発に努め、住民の福祉意識の醸成を図ります。
- 関係機関が連携し、福祉教育や福祉に関する体験学習を推進します。

◇主要事業

- 福祉教育の充実（教育指導課）

2. **活**動しやすい地域づくり

【施策の方向】

（１）地域福祉活動の活発化

- 自治会、子ども会、高齢者クラブなどへの参加を促進し、地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域における福祉活動の担い手の育成や発掘に努めます。
- 地域で暮らす外国人永住者が地域の福祉活動に参加できるような取り組みを進めます。
- 地区社会福祉協議会活動やボランティア活動、ボランティアセンターの運営を支援します。
- 関係機関との連携を図りながら、ボランティアの支援を必要とする人と活動をしたい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。

◇主要事業

- 地域コミュニティづくり推進事業の充実【再掲】（社会福祉協議会）
- ボランティアの活動支援（社会福祉協議会）

（２）地域資源の活用

- 地域福祉活動の活性化を図るため、公共施設の多目的利用を積極的に進めます。
- 福祉施設の持つ人的・物的資源を、地域福祉の推進に有効活用するとともに、老朽化した福祉施設については改修を進め、利用者の生活環境の改善を進めます。

◇主要事業

- 福祉施設機能の地域開放の推進（関係各課）
- 福祉サービス基盤の整備（福祉部・健康こども部）

第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進

1. 子どもの健康づくりと福祉の充実

【施策の方向】

(1) 母子保健・医療体制の充実

○少子化や核家族化に伴う育児の不安や負担感の軽減を図り、安心して子どもを育てることができるよう、母子保健サービスの充実に努めます。また、医療機関等との相互連携・協力のもとに疾病・障がいを早期に発見し、治療につなげるとともに、あわせて保健指導などの充実に努めます。

◇主要事業

- 健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児）の充実（健康増進課）
- こんにちは赤ちゃん事業の充実（健康増進課）
- 2歳児歯科健診事業の実施（健康増進課）
- 地区保健推進員活動の充実（健康増進課）

(2) 障がいのある子どもへの支援

○共に生きる社会づくりを推進するため、保健・医療・福祉が連携し、障がいを早期に発見し、適切な療育が受けられるよう相談体制の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの訓練や指導など支援体制の充実に努めます。

◇主要事業

- 子ども発達支援センターの充実（障がい者福祉課）
- 保育所等訪問支援の実施（障がい者福祉課・保育課・健康増進課）

(3) 健康教育の充実

○高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にあることから、生活習慣病に関する学習を強化し、あわせて、学童期の薬物乱用を防止するため、薬物の乱用防止に関する学習を強化します。

○児童・生徒の多い市内小中学校へ健康推進教員を配置し、児童の心身の健康を支援します。また、学校における保健教育を推進し、主体的に心身の健康づくりに取り組める児童の育成に努めます。

◇主要事業

- 各種健康教室の充実（健康増進課）
- 学校保健の充実（教育指導課・学務課）

2. **子** どもがのびのび育つまちづくり

【施策の方向】

（１）子どもの豊かな遊びと体験機会の充実

- 年齢の違いや障がいの有無等にかかわらず、子どもたちの個性と豊かな可能性を伸ばし、子どもたちが自由に、元気に遊べる環境づくりを推進します。
- 子どもたちが自然や文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、仲間づくりや高齢者とのふれあいを通して多様な体験ができるよう、さまざまな活動の場や機会の提供に努めます。

◇主要事業

- 子どもの遊び場・公園の整備（子育て支援課・公園緑地課）
- 子ども館、なかよし広場の充実（子育て支援課）
- 公立幼稚園の管理運営の充実（保育課）
- 子どもセンターの充実（生涯学習課）
- 放課後子ども教室の充実（生涯学習課）
- わくわくひろばの充実（生涯学習課）
- ヤングスペースなりたの充実（成田国際文化会館）
- こども体験学習セミナーの充実（公民館）
- 子育て支援事業の充実（子育て支援課）
- 子育て交流ひろば事業の充実（社会福祉協議会）

（２）子どもの人権の尊重

- 子どもやその保護者が、勉強や学校生活等に関する悩みを気軽に相談できるよう、市内小中学校への経験豊かな相談員の配置を推進します。
- 子ども自身が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

◇主要事業

- 子ども110番・家庭児童相談室の充実【再掲】（子育て支援課）
- 教育相談の充実（教育指導課）
- 問題を抱える子ども等の自立支援事業（教育指導課）

3. 育て家庭への支援

【施策の方向】

（１）地域における子育て家庭への支援

- 地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターの充実や機能の強化を図るとともに、保育園や幼稚園の相談機能の充実や園開放等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センターの協力会員に対する研修機会を充実させ、会員の保育技術の向上を図ることにより、利用者の拡大も図ります。
- 子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークルやボランティア活動への支援を図ります。

◇主要事業

- 地域子育て支援センター・保育園による子育て支援の充実（保育課）
- 母親学級の充実（健康増進課）
- ファミリー・サポート・センターの充実（社会福祉協議会）
- 家庭教育の充実（生涯学習課）

（２）子育て家庭への経済的支援

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や医療費の助成などを行います。
- 発達障がい等、特別な支援が必要な子どもの学費に係る経済的な負担を軽減するため、交通費等の学校生活に必要な費用の助成を行います。

◇主要事業

- 子ども医療費助成事業の実施（子育て支援課）
- ひとり親家庭に対する医療費等助成事業の実施（子育て支援課）
- 児童手当・児童扶養手当の支給（子育て支援課）
- 幼稚園就園の補助（保育課）
- 児童生徒の就学援助（学務課・教育指導課）
- 未熟児養育医療費の給付（健康増進課）
- 自立支援医療（育成医療）の給付（障がい者福祉課）

4. 育てと仕事の両立支援

【施策の方向】

(1) 多様な保育サービスの充実

- 子育てと仕事の両立ができるよう、保育受入れ枠の拡充を図るとともに、低年齢児保育や延長保育、一時保育など弾力的で多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育サービスが行われるよう、保育士等の資質向上に向けた取り組みを行います。

◇主要事業

- 公立保育園の管理運営の充実（保育課）
- 低年齢児保育・延長保育の充実（保育課）
- 一時保育の充実（保育課）
- 預かり保育の充実（保育課）

(2) 放課後児童の健全育成

- 子どもの豊かな人間性を育み、交流や遊びを通してさまざまな体験が得られるよう児童ホームの充実や支援員の確保及び資質向上に取り組むとともに、地域の実情に合わせて児童ホームの整備・拡充に努めます。

◇主要事業

- 児童ホームの整備・拡充（保育課）
- 子どもの遊び場・公園の整備（子育て支援課・公園緑地課）

(3) ワークライフバランスの促進

- 働きながら子育てができるよう、育児休業や部分休業など、仕事と育児の両立支援のための制度の一層の利用促進と普及・啓発を図るなど、就労環境づくりに努めます。
- 男女が共に子育てに参加し、喜びと責任を分かち合えるよう、男性の育児参加の意識を高める取り組みを推進します。

◇主要事業

- 育児・介護休業法の普及・啓発（関係各課）
- パパママクラスの充実（健康増進課）

第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進

1. **健**康づくりの推進

【施策の方向】

(1) 成人保健の推進

- 市民一人ひとりが健康について関心を持ち、意識を高めていけるよう、効果的な情報提供体制の充実を図るとともに、気軽に健康教育や健康相談が受けられる体制づくりに取り組みます。
- 生活習慣病の予防を目的として、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図ります。
- 成人の死亡原因として高い割合を占めているがんを早期に発見するため、がん検診について、予約制の導入等受診しやすい環境を整え利便性を向上することにより、受診率の向上を図ります。
- 豊かな食生活を維持するために8020運動を推進し、歯や口腔内の健康に対する知識の普及を行います。
- ヘルスソーシャルキャピタル(※)の向上を図り、地域の人々が健康に対する意識を高めて、健康づくりに取り組めるよう支援します。
※ソーシャルキャピタルとは「人と人のつながり力」を表すものです。

◇主要事業

- 健康づくり意識の普及・啓発（健康増進課）
- がん検診等の健康増進事業の充実（健康増進課）
- 特定健康診査・特定保健指導の充実（保険年金課・健康増進課）
- 人間ドック助成事業の実施（保険年金課）
- 健康教育・健康相談の充実（健康増進課）
- 8020運動の推進（健康増進課）
- 成人歯科検診事業の充実（健康増進課）

(2) 積極的な健康づくり

- 健康づくりは市民一人ひとりの自助努力が重要であるため、市民ボランティア主体の健康づくり活動を支援します。
- 健康寿命(※)の延伸を目指し、それぞれのライフステージに応じた健康づくり事業の実施に努めます。
 - ※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活される期間のことです。2013年に国で示した健康寿命は、男71.19歳、女74.21歳です。
- 生活習慣病や骨粗しょう症を予防するために、食生活や運動習慣に関する正しい知識の普及を進めます。
- こころの病気についての正しい知識を普及するとともに、予防及び早期治療に結びつけるために相談事業の充実を図ります。

◇主要事業

- 健康ぼらんていあ事業の推進(健康増進課)
- 健康づくり運動「健康ちば21」推進事業の実施(健康増進課・生涯スポーツ課)

(3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進

- すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、一人ひとりが日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供するなど、介護予防の充実に努めます。
- 要介護状態等となる可能性の高い65歳以上の方を対象に、介護予防事業を実施し、生活機能の低下の予防・改善を図ります。
- 身体に障がいがある人を対象に、身体機能の維持・向上や仲間づくりなどの目的のため、機能訓練の場を提供します。
- できる限り自宅で生活し続けられるよう、医療と介護が連携することで効果的な介護予防やリハビリテーションを提供します。

◇主要事業

- 機能訓練事業の充実(障がい者福祉課・健康増進課)
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実(高齢者福祉課)
- 在宅医療・介護連携の推進(高齢者福祉課・介護保険課・健康増進課)
- 地域包括支援センター運営事業の充実(高齢者福祉課)

2. **生**きがいつくりの推進

【施策の方向】

(1) 社会参加・生きがいつくりの推進

- 団塊世代の高齢化に伴い、地域には健康で活力があり積極的な元気高齢者が増えることも期待されることから、高齢者の生きがいつくりが地域社会での社会貢献活動につながるよう、より実践的な生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動などを支援していきます。
- 高齢者の生きがいつくりに、社会参加や世代を超えた交流の機会を提供するための拠点として、赤坂ふれあいセンターを開館し、活動を支援します。
- 高齢者クラブの活動が、会員相互の親睦を深めあうことや、自らの教養・健康の増進を図るだけでなく、地域における社会的活動を果たせるよう支援します。
- ひとりでも多くの高齢者が社会参加できるよう、生涯大学院及び各種学級・講座などの充実を図り、社会参加に意欲ある人材が、学習の成果を生かせる仕組みづくりを推進します。また、各種スポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ・イベントなどのメニューの拡充や、情報提供、指導者の育成を進めます。

◇主要事業

- 高齢者クラブ活動の活性化（高齢者福祉課）
- 生涯大学院等高齢者教育事業の充実（生涯学習課）
- 高齢者のスポーツ活動の推進（生涯スポーツ課）
- 赤坂ふれあいセンターの充実（高齢者福祉課）
- コミュニティづくり推進事業の充実（社会福祉協議会）
- 介護ボランティア制度の充実（介護保険課）
- シルバー人材センターの充実【再掲】（高齢者福祉課）

3. **安**心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

（１）介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- 介護サービス利用者の選択肢を広げるため、サービス提供事業者の新規参入や業務拡大を働きかけます。
- 高齢者が可能な限り在宅で生活し続けられるよう、医師会等の医療関係団体と連携を強化し、介護サービスと医療サービスを継続的・一体的に提供できる体制の構築を図ります。

◇主要事業

- 介護サービスの充実（介護保険課）
- 医療・保健・介護の連携強化（高齢者福祉課・介護保険課・健康増進課）
- 在宅医療・介護連携の推進【再掲】（高齢者福祉課・介護保険課・健康増進課）
- 地域ケア会議、地域ケア推進会議の実施【再掲】（高齢者福祉課）

（２）認知症高齢者への包括的な支援

- 認知症に関する正しい知識を普及し、地域全体で見守り活動や早期発見等の対応を行うなど、認知症になっても住みなれた地域で生活ができるよう、認知症地域支援推進員を配置するなど、支援体制の充実を図ります。
- かかりつけ医と地域包括支援センターの連携を強化し、認知症の予防や早期発見、早期対応など、適切な対応を行います。
- 認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援として、認知症に関する知識を習得し、また、家族介護者同士で交流を持つ機会を創出するなど、本人だけでなく、家族に対しての支援も行います。

◇主要事業

- 認知症地域支援推進員の配置（高齢者福祉課）
- 徘徊高齢者位置情報提供事業・SOSネットワーク事業の充実（高齢者福祉課）
- 認知症の早期発見・診断・対応の充実（高齢者福祉課）
- 認知症サポーターの養成（高齢者福祉課）
- 家族介護者の支援の充実（高齢者福祉課）

(3) 生活支援の充実

- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対し、在宅生活を支援し安否確認等を行うため、配食サービスや緊急通報装置の設置などの福祉サービスの充実を図ります。
- 閉じこもり防止のため、地域での交流活動や機能訓練事業の充実を図ります。
- 高齢者の生活支援サービス提供にあたっては、事業所や市民などの多様な提供主体を活用することが求められるため、地域資源をコーディネートする人材の育成を図ります。

◇主要事業

- 高齢者の生活支援サービスの充実・強化（高齢者福祉課）
- 地域コミュニティづくり推進事業の充実【再掲】（社会福祉協議会）
- 生活支援コーディネーターの配置（高齢者福祉課）
- 高齢者の生活支援や介護予防を担う人材の育成（高齢者福祉課）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【再掲】（高齢者福祉課）

第5章 障がいのある人の保健福祉の推進

1. **健**やかで安心して暮らせる保健・医療の充実

【施策の方向】

(1) 早期発見・早期療育の推進

- 障がいや障がいを伴う疾病がわかった子どもに対し、早期に適切な治療・療育が行えるよう、医療機関などとの連携を強化します。
- 発育についての不安や悩みを気軽に相談でき、継続的な指導・支援が行える体制の充実に図ります。
- 生活習慣病の予防や障がいの早期発見・早期治療や、早期からの療育ができるよう、各種健康診査、検診等の充実に図るとともに、診査結果に基づく適切な指導を行います。

◇主要事業

- 母子保健事業の充実（健康増進課）
- 療育相談の充実（健康増進課・障がい者福祉課）
- 小児等在宅医療連携拠点事業（障がい者福祉課）
- 訪問歯科診療の充実（健康増進課）
- 健康診査（乳児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児）の充実（健康増進課）
- 訪問指導の充実（健康増進課）

(2) 保健医療体制の充実

- 機能回復・機能低下防止のため、関係機関が連携・協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。
- 医療機関・保健所等と連携し、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病疾患など、さまざまな障がい・病気に対する相談・支援体制の充実に図ります。

◇主要事業

- 言語指導・機能訓練の充実（健康増進課）
- 乳幼児健全発達支援会議の充実（健康増進課）
- 子ども発達支援センターの充実（障がい者福祉課）

2. **個**性と可能性を伸ばす保育・教育・生涯学習の充実

【施策の方向】

（１）障がいのある子どもの保育の充実

- 障がいのある子どもが地域の保育園や幼稚園に通園できるよう、障がい児保育の充実を図るとともに、職員等の資質向上を図るため、支援体制の充実を図ります。
- 園児や保護者が、障がいの理解を深められるよう支援し、地域の中で共に育つ環境づくりを進めます。

◇主要事業

- 障がい児保育の充実（保育課）
- 保育所等訪問支援の実施（障がい者福祉課・保育課・健康増進課）

（２）学校教育の充実

- 関係機関と連携し、障がいのある子どもへの適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。
- 障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいに応じた教育を受けられるよう、巡回指導員や養護補助員の配置など、指導体制、教職員の資質向上を図ります。
- 義務教育修了後に希望した進路を見出せるよう、進路指導の充実を図ります。
- 福祉教育の充実を図り、障がいのある子どもが共に学び・遊ぶ環境を学校から地域へ広げます。

◇主要事業

- 特別支援教育の充実（教育指導課）

（３）生涯学習・スポーツ・レクリエーションの振興

- 障がいのある人の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、障がいのある人もない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努めます。
- 障がいのある人の健康増進・社会参加を進めるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を図ります。

◇主要事業

- 生涯学習への支援（生涯学習課・生涯スポーツ課・公民館・図書館）
- 障がい者スポーツの振興（障がい者福祉課・生涯スポーツ課）

3. かな生活を支える福祉の充実

【施策の方向】

（１）利用者本位の生活支援体制の整備

- 関係機関が連携し、障がいのある人や子ども一人ひとりのライフステージに応じて、適切で一貫した支援の充実を図ります。
- 一人ひとりが、自分の障がいに適した福祉サービスを利用しながら地域生活を送ることができるよう、福祉サービスを利用する障がいのある人全員に対してサービス利用計画を作成します。また、計画をつくる人材の確保に努めます。
- 当事者グループや家族会などの自主的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

◇主要事業

- 障がいのある人や子どものライフステージに応じた相談支援体制の充実【再掲】（障がい者福祉課・健康増進課・教育指導課）
- 保健福祉館障がい者団体活動室の利用促進（障がい者福祉課）
- 福祉サービスの利用計画の作成（障がい者福祉課）
- ピアサポーター（※）の養成（社会福祉協議会）
※ピアサポートとは、同じような立場の人によるサポートのことで、ピアサポートを行う人をピアサポーターといいます。

（２）福祉サービスの充実

- 地域で自立した生活を続けるために、訪問系サービスや日中活動系サービス等の在宅サービスの質の向上及び量の拡充に努めます。
- 障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、グループホームやケアホームなど、自宅でも施設でもない住まいの整備を進めます。
- 本人の意思を尊重し、地域において自分らしく暮らせるよう支援を充実させ、地域での生活が困難になったときは安心して入所できるよう、施設の確保に努めます。

◇主要事業

- 福祉サービスの充実（障がい者福祉課）
- 社会福祉施設の整備・充実【再掲】（障がい者福祉課）

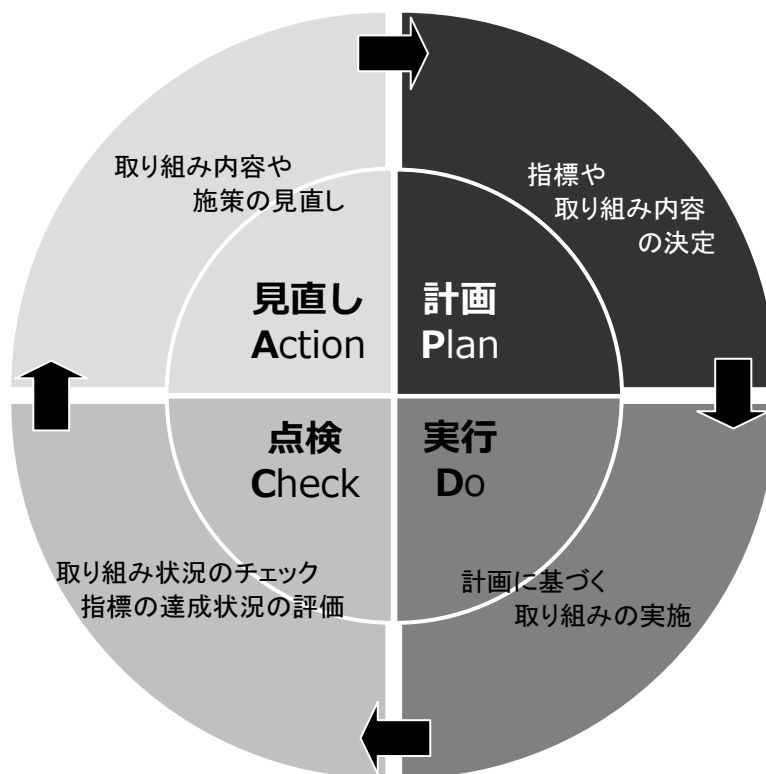
第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進

1. 計画の推進

計画を実施していくにあたっては、進行管理を含めた推進体制を整える必要があります。このため、本市ではPDCAサイクルの考え方に基づき、年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、「成田市保健福祉審議会」に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を図ります。

庁内においては、今後、本計画の実現に向けて、子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じてきめ細やかな保健福祉サービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ります。そのための第一歩として、庁内で連絡調整を行い、体制の構築に努めてまいります。



2. 行財政の効率的運用

本計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6ヵ年ですが、この間に、市民ニーズの変化や人口の変動、景気の低迷による財政事情の悪化など、社会経済情勢の変化が予想されます。

そのため、今後多様化、複雑化する福祉ニーズに的確に対応していくため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。具体的には、事業における費用対効果について毎年度検証してまいります。

また、子ども・子育て支援新制度、介護保険制度や障害者総合支援制度、医療保険、各種年金等の社会保障制度の見直しなど、国の動向を見極めながら計画を着実に推進していくとともに、財源措置について国や県の補助制度の改善を働きかけていくものとします。

第2章 市民・行政等の役割分担

限りある地域資源、マンパワー、財源を有効に活用し、保健福祉施策を推進していくためには、市民・地域社会・関係団体・事業者・行政等が、お互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となり、総合的・長期的な視点から取り組んでいくことが必要です。

成田市では、そうした各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による重層的な保健・福祉の推進体制を構築し、基本理念の実現を目指します。

1. 市民、家庭に期待される役割

市民一人ひとりが健康づくりや福祉に対する認識を新たにし、生涯をいきいきと豊かに送ることができるよう、自らのライフプランを考えることが大切です。

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努め、あわせて趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが望まれています。

また、自らの地域を知り、地域で起こっているさまざまな問題の解決策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行い、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

とりわけ高齢者は豊富な経験や技能等を生かし、積極的に地域社会とのつながりを広げ、その持てる能力を還元することが期待されています。そのためにも、自治会や町内会の組織率の向上を図り、ボランティア活動等の参加、推進を図るため、広報活動を積極的に実施してまいります。

一方、家庭は社会を構成する最小単位であり、親子のふれあいや家族の団らん等を通して、基本的なしつけや社会規範を身につけるところであり、人間形成が行われる最初の間です。しかしながら、近年、核家族化や家庭観の変化等により、家庭機能・環境は大きく変化してきています。

このようなことから、その原点に立ち返り、家族のみんなが楽しく過ごし、お互いに成長していく場として、また、子どもが成長する上での「心の居場所」としての役割が求められています。

2. 地域社会に期待される役割

地域社会においては、環境美化、緑化、防災・防犯活動等に地域が一体となって取り組むことが求められています。また、精神的、文化的な豊かさの向上につながる社会参加、世代間交流、地域文化の形成等の機能を担うことも望まれています。

さらには、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化に伴い、地域社会における各家庭の相互扶助の重要性はますます高まるものと見込まれ、市民あるいは家族同士の交際からボランティア活動等をはじめとする社会活動に至るまで、さまざまな連帯意識の醸成を図り、心と心をつなぐ地域社会を形成していくことが求められています。

3. 団体等に期待される役割

当事者団体や家族会などは、構成員全体の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を担っています。また、各地区でのきめ細かい地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会が設置されており、地域の実情に応じた活動を行うことが期待されています。

福祉サービスの事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験やさまざまな人々との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、その機能を地域に開放することにより、地域福祉の拠点となることが期待されています。

NPO法人は、自由な発想のもと、それぞれの得意分野を生かしながら、市民の多様なニーズにきめ細かく、しかも迅速に応えることができ、今後の地域福祉を支える主体の一つとして期待されています。

4. 企業に期待される役割

市民が安定した生活を営むためには、企業の健全な発展が不可欠となっています。育児休業制度をはじめとする子育て支援の充実や、中高年齢者・障がいのある人へ働く場の提供を行うことが求められています。

また、新規参入・業務拡大が進む在宅サービス関連企業は、そのサービスの質と倫理観を維持・向上するための自主的な取り組みが求められています。

企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

5. 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、広範囲にわたる保健福祉施策を総合的・一体的に推進する責務があります。

そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細やかな施策を推進することが求められています。

また、施策の形成過程も含めて、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民生活に必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた行政運営に努めていくことが求められています。

1. 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 成田市保健福祉審議会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属 等	役職
1	識見を有する者	中山 明子	公募	
2	識見を有する者	中佐藤 一平	公募	
3	識見を有する者	亀山 幸吉	淑徳短期大学社会福祉学科教授	会長
4	識見を有する者	太田 家和	(学)太田学園理事長	
5	識見を有する者	秋葉 都子	(社)日本ユニットケア推進センター センター長 専務理事	
6	保健、医療及び福祉関係者	根本 明久	成田市医師会副会長	
7	保健、医療及び福祉関係者	林田 弘毅	印旛郡市歯科医師会成田地区代表	
8	保健、医療及び福祉関係者	眞鍋 知史	成田市薬剤師会副会長	
9	保健、医療及び福祉関係者	大木 和江	成田市ボランティア連絡協議会副会長	
10	保健、医療及び福祉関係者	鷓澤 功	成田市高齢者クラブ連合会 成田若手ひまわり会代表	
11	保健、医療及び福祉関係者	高橋 延昌	成田市聴覚障害者協会会長	
12	保健、医療及び福祉関係者	鈴木 俊子	成田民間保育協議会会長	
13	保健、医療及び福祉関係者	眞鍋 里美	成田市民生委員児童委員協議会代議員	
14	保健、医療及び福祉関係者	青木 偉年	成田市社会福祉協議会会長	副会長
15	保健、医療及び福祉関係者	湯川 智美	プレーグ本塾 施設長	

(順不同、敬称略)

3. 成田市保健福祉審議会への諮問と答申

■諮問書

成社第1970号
平成27年3月13日

成田市保健福祉審議会
会長 亀山 幸吉 様

成田市長 小泉 一成

成田市総合保健福祉計画の策定について（諮問）

成田市保健福祉審議会設置条例（平成10年条例第25号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

成田市総合保健福祉計画の策定について

■答申書

平成 27 年 3 月 24 日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会
会 長 亀山 幸吉

成田市総合保健福祉計画について（答申）

平成 27 年 3 月 13 日付け、成社第 1970 号により諮問のありました「成田市総合保健福祉計画（案）」につきましては、第 1 回（平成 26 年 8 月 21 日開催）、第 2 回（平成 26 年 11 月 11 日開催）、第 3 回（平成 27 年 1 月 27 日開催）、第 4 回（平成 27 年 3 月 13 日開催）にわたり審議した意見を取り込んだ内容となっており、妥当であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の基本理念である「住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち成田」の実現に向け下記の点について配慮されるよう要望いたします。

記

1. 計画を実施していくにあたっては、年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、「成田市保健福祉審議会」に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じ、計画の着実な推進を図るよう努めること。
2. 庁内においては、今後、本計画の実現に向けて、庁内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ること。

**成田市総合保健福祉計画
〔平成27年度～平成32年度〕**

発 行：成田市

編 集：福祉部 社会福祉課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

電話 0476-22-1111

発行年月：平成27年3月

登録番号：14-057

